

令和3年度

# 包括外部監査の結果報告書

自然環境に係る財務事務の執行について

令和4年2月

岩手県包括外部監査人

公認会計士 宮澤義典

# 目 次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
3	特定の事件を選定した理由	1
4	外部監査の対象期間	1
5	外部監査の方法	2
	(1) 監査着眼点	2
	(2) 実施した主な監査手続	2
6	外部監査の実施期間	2
7	包括外部監査人補助者の資格及び氏名	2
8	利害関係	2
第2	監査対象の概要	3
1	組織	3
2	歳出決算額の推移	5
第3	外部監査の結果及び意見	6
I	個別検出事項	6
1	事業評価	7
	(1) 人件費の考慮	7
	(2) 事業目的と成果指標の整合性	9
	(3) 事業費と成果指標の整合性	12
	(4) 効果測定の実施	13
	(5) 目標設定水準の充分性	14
	(6) 単位当たりコストの考慮	16
	(7) 評価結果の合理的根拠	18
	(8) 大規模事業評価の実施方法	20
	(9) 内部統制基本方針とリスク評価の整合性	22
2	契約	25
	(1) 損失補償契約	26
	(2) PFI 導入検討の充分性	28
	(3) 無利子貸付	32
	(4) 無償貸付け	34
	(5) 県の事業リスク負担の明確化	35
	(6) 委託管理の充分性	37
	(7) 自治体間の連携方策の検討余地	38

3	補助金	42
	(1) 収益事業に対する補助	42
	(2) 事業効果の検証の十分性	44
	(3) 県と協議会との契約関係	46
4	出資法人管理	48
	(1) 代替性評価の十分性	48
	(2) 職員派遣の必要性	51
	(3) 派遣職員の人件費負担	52
	(4) 無償による業務支援	53
	(5) 無償取引の情報開示	54
	(6) 引当金の計上方法	56
	(7) 減価償却費の計上方法	58
	(8) 支配法人との取引開示	60
5	監査結果の措置	62
	(1) 改善措置の十分性	62
II	成果を重視する行政の推進と県民への説明責任	64
1	現状の問題認識	64
2	県が取り組むべき課題	65
	(1) 行政活動を目的化せず、効果（成果）の検証を	65
	(2) 的確なリスク評価と対応	66
	添付資料 1. 政策評価	67
	添付資料 2. 事務事業評価	83
	添付資料 3. 公共関与型産業廃棄物最終処分場整備事業 事前評価調書	84
	添付資料 4. 内部統制基本方針	93
	添付資料 5. 内部統制評価報告書	94
	添付資料 6. 個別施設計画（旧松尾鉱山鉱害防止施設）	95
	添付資料 7. シカ・イノシシ捕獲数の推移	95
	添付資料 8. 事業団の運営評価結果	98
	添付資料 9. 事業団の長期収支計画	104
	添付資料 10. 令和 2 年度包括外部監査結果の措置計画	105

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合等があります。また、金額の注記がないものについては、税込額を記載しています。

# 包括外部監査の結果報告書

## 「自然環境に係る財務事務の執行について」

岩手県包括外部監査人 公認会計士 宮澤義典

### 第1 外部監査の概要

#### 1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下同じ。）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

#### 2 選定した特定の事件

自然環境に係る財務事務の執行について

監査対象機関は、以下のとおりである。

環境生活部環境生活企画室

環境保全課

資源循環推進課

自然保護課

廃棄物特別対策室

一般財団法人クリーンいわて事業団（以下「事業団」という。）

#### 3 特定の事件を選定した理由

岩手県（以下「県」という。）では、良好な自然環境の保全や循環型地域社会の形成、再生可能エネルギーの導入をはじめとする地球温暖化対策などを進めることにより、自然に恵まれていることを実感できる岩手の実現に向けた取組を展開している。

一方、地球温暖化対策の国際的関心の高まりや国が掲げる「グリーン社会の実現」に向けた施策等の外部環境変化を踏まえ、県の取組内容の見直しが必要になることも考えられる。

よって、自然環境に係る財務事務の執行について、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、今後の行政運営にとって有意義と認識し、本年度の包括外部監査の特定の事件として選定した。

#### 4 外部監査の対象期間

令和2年度とするが、必要に応じて過年度及び令和3年度の一部についても監査対象に含めている。

## 5 外部監査の方法

### (1) 監査着眼点

- ① 事業評価は適切か
- ② 委託等の契約は適切か
- ③ 補助金等の事務手続は適切か
- ④ 出資法人管理は適切か

### (2) 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。なお、監査手続の適用に当たっては効率的な監査を実施するという観点から、重要と判断したものに限定し、原則として試査<sup>1</sup>により行った。

#### ① 予備調査

- 監査対象業務の関連資料を入手し、分析・質問することにより、当該業務の現状と課題を把握した。

#### ② 本監査

- 予備調査の結果に基づき、「(1) 監査着眼点」について経済性、効率性及び有効性（3E）並びに合規性の観点から検討を行った。検討に際しては、関連資料を閲覧し、必要に応じて関係部署に対する質問を行った。
- 青森県・岩手県境不法投棄事案の現場を視察した。

## 6 外部監査の実施期間

令和3年4月1日から令和4年2月7日まで

## 7 包括外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	井口立和
公認会計士	張敬典

## 8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

---

<sup>1</sup> 試査とは、特定の監査手続の実施に際して監査対象となる母集団からその一部の項目を抽出し、それに対して監査手続を実施することをいう。

## 第2 監査対象の概要

### 1 組織

監査対象は、環境生活部の県民くらしの安全課及び若者女性協働推進室を除く5室課とした。分掌事務と現員は以下のとおりである。

室課	担当	分掌事務	現員(名)
環境生活企画室	企画及び管理	(1)部の総括に関する事。 (2)部内各課等の連絡に関する事。 (3)部内他室及び課の主管に属しない事。	24
	企画	(1)環境生活行政の企画及び調整に関する事。 (2)部内の予算に関する事。 (3)環境審議会に関する事	
	管理	(1)部内の事務管理、人事、経理及び物品の管理に関する事。 (2)部内の事務に係る叙位、叙勲及び褒章（紺綬褒章を除く。）に関する事。 (3)食肉衛生検査所、環境保健研究センター及び県民生活センターに関する事。	
	温暖化・エネルギー対策	(1)地球温暖化対策に関する事。 (2)環境マネジメントシステムに関する事。 (3)エネルギーの開発及び確保に関する調査及び調整に関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。 (4)電源開発に関する調査及び調整に関する事。 (5)発電用施設周辺地域の整備に関する事。 (6)地熱熱水の開発及び利用並びにその調整に関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。 (7)国家石油備蓄基地に関する事。	
	ジオパーク推進	(1)三陸ジオパークの推進に関する事。	
環境保全課	鉱業・水資源	(1)鉱業権設定の出願に係る協議に関する事。 (2)採石業に関する事。 (3)砂利採取業に関する事（河川課の主管に属するものを除く。）。 (4)鉱害の防止に関する事。 (5)水資源の開発に関する総合的な企画及び利用の調整に関する事。	18
	環境調整	(1)大気汚染、水質汚濁、騒音その他の公害の防止に関する事。 (2)化学物質対策に関する事。 (3)公害紛争の処理に関する事。	
	環境影響評価・土地利用	(1)環境影響評価に関する事。 (2)国土利用計画に関する事。 (3)土地利用基本計画に関する事。 (4)土地取引の規制に関する事。 (5)遊休土地に関する事。 (6)土地利用に係る助言、勧告及び調整に関する事。 (7)地価調査に関する事。 (8)不動産鑑定業者の登録及び指導監督に関する事。 (9)不動産鑑定士等の団体に対する監督、助言及び勧告に関する事。 (10)国土利用計画審議会、土地利用審査会及び環境影響評価技術審査会に関する事。	

室課	担当	分掌事務	現員(名)
資源循環推進課	廃棄物対策	(1)廃棄物の処理及び清掃に関すること（廃棄物特別対策室の主管に属するものを除く。）。 (2)廃棄物の不適正処理の監視指導に関すること（廃棄物特別対策室の主管に属するものを除く。）。 (3)公共関与による廃棄物処理施設に関すること（新たな公共関与による廃棄物処理施設の整備に係るものを除く。）。	18
	資源循環	(1)循環型社会の形成に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。 (2)海岸漂着物等の処理等の総括に関すること。 (3)浄化槽に関すること（建設技術振興課及び下水環境課の主管に属するものを除く。）。 (4)使用済自動車の再資源化等に関すること。 (5)産業廃棄物処理施設に係る許可等に関すること。	
自然保護課	野生生物	(1)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。 (2)絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存及び希少野生動植物の保護に関すること。	12
	自然公園	(1)自然環境の保全に関すること。 (2)自然公園に関すること。 (3)温泉に関すること。	
廃棄物特別対策室	再生・整備	(1)二戸市上斗米地区における産業廃棄物の不法投棄対策に係る調査追及に関すること。 (2)二戸市上斗米地区における産業廃棄物の不法投棄対策に係る再生・整備に関すること。	10
	廃棄物施設整備	(1)新たな公共関与による廃棄物処理施設の整備に関すること。	
		計	82

出所：分掌事務は岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号）、現員は各室課作成資料

（注1） 現員は令和 3 年 4 月 1 日現在を表す。

## 2 歳出決算額の推移

今回の包括外部監査の対象である環境生活部 5 室課に係る歳出決算額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	監査対象	備考
報酬	101,619	101,389	146,623		
給料	1,132,361	1,159,687	1,204,900		環境生活部（監査対象外の室課を含む）に係るもの
職員手当等	717,669	729,326	763,638		
共済費	403,879	407,972	422,590		
賃金	30,448	29,434	-		
報償費	3,148	3,098	3,429		
旅費	21,769	19,232	17,052		
交際費	204	219	2,384		
需用費	33,442	35,167	38,740		
役務費	10,200	10,099	10,785		
委託料	1,127,354	1,320,964	1,414,571	●	
使用料及び賃借料	3,385	3,748	9,426		
工事請負費	239,112	295,454	592,421	●	
備品購入費	299	59,337	4,075		
負担金、補助金及び交付金	372,852	333,591	558,389	●	
貸付金	1,768,748	1,485,321	1,797,685	●	
補償、補填及び賠償金	24,621	20,499	108,747		
償還金、利子及び割引料	203,845	316,657	264,136		
出資金	7,810	-	-		
積立金	10,688	25,823	27,309		
公課費	94	34	159		
繰出金	734	1,077	2,138		
計	6,214,289	6,358,141	7,389,207		

出所：監査対象各室課作成資料をもとに包括外部監査人が作成



### 第3 外部監査の結果及び意見

#### I 個別検出事項

今回の監査の過程で発見された個別検出事項については、「指摘」と「意見」に分けており、以下の判断基準によって区分したものである。

区分	根拠規定	監査上の判断基準
指摘	監査の結果(地方自治法第 252 条の 37 第 5 項)	違法 (法令、条例、規則等の違反) 不当 (違法ではないが、①行為の目的が、その法令等の予定するものとは別のものである ②法令等の運用の仕方が不十分である、又は不適切である ③社会通念上、適切でないもの)
意見	監査の結果に添えて提出する意見 (地方自治法第 252 条の 38 第 2 項)	違法または不当なもの以外で、包括外部監査人が個別検出事項として記載することが適当と判断したもの

個別検出事項を監査着眼点に基づく監査上の論点ごとに整理して記載したのは、今回の監査対象の範囲外においても県が財務事務の点検を行う場合の参考になると判断したことによる。

## 1 事業評価

県が実施している事業評価の区分と今回の監査対象を整理すると以下のとおりである。

区分	事業評価の目的	自然環境に係るもの (令和2年度)	監査対象
政策評価	県政の総合的な計画の課題等を検証し、その結果を次の政策等に適切に反映させることにより、効果的かつ効率的な行政を推進するとともに、県民の視点に立った成果重視の行政運営を図ること	添付資料1. 政策評価	—
事務事業評価	政策評価の対象と連動し、構成事業の「活動内容指標」と「成果指標」の状況を評価した上で、事業の必要性や有効性等を考慮し「今後の方向」を取りまとめること	添付資料2. 事務事業評価	同左
公共事業評価	道路、河川、農業農村整備等の社会資本整備を目的とする事業の効率化及び重点化を図るとともに、その実施過程の透明性の向上を図ること	該当なし	—
大規模事業評価	大規模施設整備事業（総事業費が25億円以上）を対象に、より一層詳細で慎重な評価を行うことで、県民への説明責任を果たすとともに、事業の効果的・効率的な推進に資すること	該当なし	添付資料3. 公共関与型産業廃棄物最終処分場整備事業事前評価調書

### (1) 人件費の考慮

事務事業評価の対象は、一般会計に属する経費のうち、主要経費に該当する事務事業であって、政策的な性格を有するものとして政策企画部長が指定したものとされている（事務事業評価実施要領第3）。

事務事業評価の評価対象事業費と歳出決算額を比較した結果は以下のとおりである。

		金額（千円）
評価対象事業費（合計額）		4,433,873
歳出決算額		7,389,207
差異		2,955,334
差異の内訳	職員人件費	2,537,751
	その他	417,583

出所：各室課作成資料をもとに包括外部監査人が作成

また、資源循環推進課を対象に、評価対象事業費と職員人件費の関係を整理すると以下のとおりである。

(単位：千円)

事業名	R2 決算額	資源循環推進課の職員人件費		
		職員数 (人)	金額	決算額に含まれる人件費
循環型地域社会形成推進事業費	111,661	6	12,825	コーディネーター、PCB 廃棄物適正処理指導員、 事務補助員
海岸漂着物等地域対策推進事業費	15,728			
産業廃棄物処理モデル事業推進費	21			事業団への派遣職員 1 名 (注)
廃棄物処理モデル施設整備費	2,658			
廃棄物適正処理監視等推進費	36,631			産廃 G メン 11 名 23,043 千円 (振興局職員)
(評価対象事業費に含まれない職員人件費)		19	98,675	
合計	166,699	25	111,500	

出所：資源循環推進課作成資料をもとに包括外部監査人が作成

(注) 個別事業と業務従事の対応が明確な職員であるが、評価対象事業費に反映されていない。

一方、県は事務事業評価の結果を予算調整に反映することや、民間委託等の積極的な推進を掲げている。

第1 全般的事項 (中略) 12 政策評価及び事務事業評価の結果を予算調整に反映し、予算調整事務の合理化を図ること。 第2 歳入歳出に関する事項 (中略) 2 歳出 (中略) (8) 事務・事業のうち民間委託等により実施することが効果的であると認められるものについては、適切な管理の下に民間委託等を積極的に推進すること。
---

出所：令和2年度予算要求・調整要領（令和元年10月4日 岩手県）

### 【現状の問題点（意見）】

職員人件費の多くが事務事業評価の対象に含まれていないため、その妥当性が問題となる。この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 県の評価制度は、「いわて県民計画（2019-2028）」の進捗状況を測るための評価であり、次年度の政策への反映を目的としていることから、政策的経費に係る事業を対象としている。職員人件費は一般行政経費であるため、事務事業評価の対象に含めていない。
- 評価結果は、主要な施策の成果を説明する書類（地方自治法第233条第5項）としての位置付けもあることから、決算資料の事項別明細書に記載されている事業費と異なっている。

しまい、整合が図られなくなるため、予算事業別に評価することが適切と考えている。

- ▶ 人件費の評価への活用については、業務を担当する人員が一つの業務のみを担当するものではなく、行政経営上判断された人員を活用して複数の業務を兼務している。職員は、主要事業のほか、廃棄物処理施設設置や廃棄物処理業に係る許認可事務など様々な事務に携わっていることから、主要事業への業務従事の割合等を算出し、携わる人員の正確な予算を算出することは極めて困難である。また、担当する職員が変わったことによる給与の違いによって、政策目標に照らした当該事業の効果の良否を判断することは適切とは言えないなど課題が多く、いわて県民計画の進捗状況を把握するための現在の政策評価システムには馴染まない。なお、人員等の妥当性については政策評価システムではなく、行政経営上評価されるものと認識している。

しかし、以下の状況を考慮すると、職員人件費を考慮せず、評価対象事業に係る効率性や有効性評価が十分に実施可能といえるか疑問である。

- ▶ 個別事業と業務従事の対応が明確な職員であっても、評価対象事業費に含まれない人件費があること。また、評価対象事業費と人件費総額との乖離が大きいこと
- ▶ 個別事業に専従ではなくとも、業務従事に応じた事業別人件費計算は可能と考えられる。資源循環推進課の例では、評価対象事業費（合計）166,699千円に対して、これに含まれない職員人件費は98,675千円であり、評価対象事業費の約6割に相当すること
- ▶ 県が掲げる民間委託等を積極的に推進するためには、事務事業別の行政コスト（職員人件費を含む）を的確に把握することが有効であること

### 【解決の方向性】

現行の事務事業評価の対象外になっている重要な経費（職員人件費を含む）のうち、当該重要な経費の占める割合が大きい事業については、これを考慮のうえ評価対象事業に係る効率性や有効性評価を行う。

## (2) 事業目的と成果指標の整合性

事務事業評価において、各評価対象事業に設定された活動内容指標や成果指標は「添付資料2. 事務事業評価」を参照されたい。

県は行政経営プランにおける取組として「成果を重視する行政の推進」を掲げている。

### (2) 政策評価の質の向上

#### 現状と課題

- ・ 政策評価の結果を次の施策や事業に適切に反映させることにより、効果的かつ効率的な行政を推進するとともに、県民の視点に立って成果を重視する行政経営に取り組んでいく必要があります。
- ・ 県が行う内部評価とは異なる視点を評価に反映させることにより、政策評価の客観性を一層高め、その質の向上を図っていく必要があります。

出所：行政経営プラン

**【現状の問題点（意見）】**

県が掲げる「成果を重視する行政の推進」の観点から、評価対象事業に設定された成果指標の妥当性が問題となる。

この点につき、県の説明によると以下の点から設定している成果指標は適切である、とのことである。

- 県で実施している事務事業評価においては、活動指標をアウトプット、成果指標を初期アウトカムで設定しており、上位施策の評価との連動を踏まえて成果指標として設定していること

（注）事務事業の性質上、活動内容指標と成果指標の設定が難しいものについては、いずれか一方のみを設定することを認めている。

- イベントや研修会等においては、開催回数というアウトプットに対して、どれほどの人員が参加したのかという初期アウトカムを成果指標として設定し、その結果得られる中間アウトカムが県の具体的推進方策指標として設定していること
- 具体的推進方策指標（中間アウトカム）と事務事業の成果指標（初期アウトカム）を個別に設定することが難しい場合については、具体的推進方策指標と同じ指標を設定しており、通常行われる方法であること
- 事務事業評価で設定している成果指標が各評価対象事業の成果を的確に表している点は事務事業評価を所掌する政策企画課の確認を受けていること

しかし、以下の事業について、より適切な成果指標の設定が可能と考えることから、包括外部監査人の所見を記載する。

番号	成果指標名	指標設定の考え方（県の説明）	左記に対する包括外部監査人の所見
658	ニホンジカの捕獲数	第5次シカ管理計画（平成29年3月岩手県）において、シカの個体数低減を図るため、毎年の捕獲目標を10,000頭以上としている。 推定個体数は、あくまでも一定の条件下において推計された結果であり、成果指標として適切とは言えない。捕獲数が計画で目標に掲げる個体数調整に資するものであることから、成果指標と考えている。 なお、市町村ごとの被害額は公表していない。	第5次シカ管理計画では以下の基本目標が掲げられている。 ➤ シカの推定個体数を半減（令和5年度末まで） ➤ 農林業被害の早急な軽減と自然植生被害の抑制 ➤ モニタリング調査を継続することによる県独自の個体数推定の算出 当該目標を踏まえれば、推定個体数や被害軽減が成果指標として合理的ではないか。
	イノシシの捕獲頭数	当県では捕獲数が少なく、生息地域にも偏りがあることから、県内の推定個体数が把握できていないため、捕獲頭数を成果指標とした。 なお、市町村ごとの被害額は公表していない。	「生息数の抑制及び、被害の抑制を図る」（第2次イノシシ管理計画（平成29年3月岩手県））ことが基本目標であるから、被害軽減が成果指標として合理的ではないか。

番号	成果指標名	指標設定の考え方（県の説明）	左記に対する包括外部監査人の所見
677	エコショップ いわて認定 店舗数	エコショップいわて認定店認定制度では、エコショップ事業者自体のごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組むことを促進するとともに、県と市町村が協働して、認定店と連携した県民への3Rの普及啓発を行うことが重要であることから、認定店舗数が本件事業の成果指標として妥当である。	3R促進という事業目的を考慮すれば、廃棄物の発生抑制に関連する指標として、「エコショップいわて認定店等における店頭資源回収量」等が成果指標として合理的ではないか。
	事業者等の 3R推進の取 組に対する 支援実施件 数	岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業は、事業者等が3R推進の取組に要する事業費を補助する制度である。事業者の支援には複数のメニューがあり、必ずしも廃棄物の減量化量だけで評価できるものではないため、支援実施件数が成果指標として妥当である。	多くの支援事案において「産業廃棄物等の発生抑制等の達成目標」が掲げられているため、本件事業による廃棄物の減量化量が成果指標として合理的ではないか。
678	海ごみゼロウ イーク期間 中に河川・海 岸の清掃活 動を行う団 体数	海岸漂着物対策においては、海外漂着物の発生抑制が重要な要素を占めており、県民等の参画による清掃活動の維持・増加が必要と考えている。海岸漂着物の発生抑制に係る普及啓発の状況を表す「清掃活動を行う団体数」が成果指標として妥当である。	海岸漂着物等の回収・処理やその原因となる廃棄物の発生抑制が事業目的と考えられるため、これらと整合する指標が成果指標として合理的ではないか。
687	融資件数	当該事業は金融機関への融資支援を行うことで設備導入を促進することを目的として、金融機関の融資原資の一部を預託するものであるから、活動としては有利な融資制度を含めた啓発を行うことであり、その結果、事業者が受ける融資件数（＝促進された数）を成果指標としている。	本件事業の貸付要綱では「再生可能エネルギーの利用及び省エネルギー活動を促進すること」を目的としているため、当該貸付事業を通じた設備導入によるCO2削減効果等が成果指標として合理的ではないか。
688	市町村・民間 防災拠点等 施設再生可 能エネル ギー等導入 促進事業費 補助件数	当該事業の目的は、再生可能エネルギー等の地域資源を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入等を支援するものである。技術支援等により市町村が設備導入を計画している防災拠点へ確実に設備設置が実施されるように目標を定めているため、補助件数が成果指標として妥当である。	本件事業の事業計画である「再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業計画書（全体計画書）」において、県は以下の成果指標を掲げている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象施設数</li> <li>・再エネ発電量等</li> <li>・再エネ発電設備の定格出力</li> <li>・二酸化炭素削減量</li> <li>・目標に対する導入割合</li> </ul> 事務事業評価に掲げる左記指標のみで成果指標として十分といえるか疑問であり、上記を踏まえた指標設定が合理的ではないか。

番号	成果指標名	指標設定の考え方（県の説明）	左記に対する包括外部監査人の所見
689	勉強会の参加者数	水素の利活用や水素関連製品の普及促進のためには、まず、水素利活用等への理解促進や水素導入への機運醸成が必要であると考えており、理解促進等を図る手段（活動）として勉強会を開催し、その参加者（＝理解が進んだ者）数を成果指標としている。	水素の利活用や水素関連製品の普及促進が事業目的と考えられる。仮に短期間で成果を表せない性質の事業であれば、活動内容指標のみで評価すればよいのではないかと。

### 【解決の方向性】

事務事業評価の目標設定において、より適切な成果指標を設定し、県の行政経営プランにおける取組「成果を重視する行政の推進」の実効性を向上させる。

### (3) 事業費と成果指標の整合性

三陸ジオパーク活用強化事業費に係る成果指標の状況（令和2年度）は以下のとおりである。

番号	事業名	決算額	成果指標	目標値	実績値
675	三陸ジオパーク活用強化事業費	31,667	三陸ジオパーク学習会・講演会等の参加者数	500人	1,648人
			三陸ジオパークシンポジウムの参加者数	250人	0人 (中止)
			三陸ジオだよりの受信者数	5,400人	4,320人

出所：各室課作成資料をもとに包括外部監査人が作成

また、当該決算額の主な内訳は以下のとおりである。

	金額（千円）
看板（ウェルカムボード）設置費	24,056
三陸ジオパーク推進協議会への負担金 （同協議会において学習会・講演会の開催や三陸ジオだよりの発行等を実施）	6,000
その他	1,611
合計	31,667

出所：環境生活企画室作成資料

### 【現状の問題点（意見）】

事業費の過半が看板（ウェルカムボード）設置費である一方、三陸ジオパーク学習会・講演会等の参加者数などの成果指標が設定されているため、事務事業評価の対象である事業費と成果指標の整合性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下を根拠に当該事業に係る成果指標の設定は適切である、とのことである。

- 当該事業は、三陸ジオパークを活用した地域振興を図ることを目的とした普及啓発事業

である。看板（ウェルカムボード）は交流人口拡大のみならず、多くの住民等への三陸ジオパークの普及啓発を目的に設置したものであり、三陸ジオパークに関心を持った住民等が学習会や講演会、シンポジウム等に参加し、さらに理解を深めていくことを目指した事業であること

- ▶ 看板（ウェルカムボード）設置は平成 28 年度から令和 2 年度にかけて実施した事業であり、継続的なものではないこと
- ▶ 政策評価の具体的推進方策指標として「主要ジオサイトの観光入込客数」を設定している。事務事業評価の指標設定は、事業費の内訳の多寡によって設定するものではなく、事業の目的に照らして設定するものであること

しかし、三陸ジオパークを活用し、三陸の復興、津波防災等の国内外への情報発信や来訪者の受入態勢整備を推進するという当該事業の目的を考慮すれば、事業費と成果指標が不整合の印象は否めない。

#### 【解決の方向性】

より一層透明性を高めるため、事業費の主要な内容に応じた成果指標を設定する。

#### (4)効果測定の実施

個別検出事項「1（2）事業目的と成果指標の整合性」に記載した事業に関し、包括外部監査人が合理的と考える成果指標に係る効果測定の様子は以下のとおりである。

番号	事業名	合理的と考えられる成果指標 (包括外部監査人の所見)	左記に係る効果測定の様子の説明(県の説明)
658	指定管理鳥獣捕獲等事業費	推定個体数(シカ・イノシシ)	シカ:約 10 万頭(指標設定時は約 4 万頭(国推定)) イノシシ:推定実績なし(現状での推定は困難)
		被害軽減	左記データを把握している。
677	循環型地域社会形成推進事業費	エコショップいわて認定店等における店頭資源回収量	左記データを把握している。
		廃棄物の減量化量	左記データを把握していない。
678	海岸漂着物等地域推進事業費	海岸漂着物等の回収・処理等に関する指標	開始後間もない事業のため、左記関連データの把握まで至っていない。
687	再生可能エネルギー利用発電設備導入促進資金貸付金	当該貸付事業を通じた設備導入による CO2 削減効果	太陽光発電設備の導入による CO2 削減量を推計しているが、省エネルギー施設等については算定が困難な場合があるため、左記データを把握していない。
689	水素利活用による再生可能エネルギー推進事業費	令和 2 年度においては、明確な成果指標はないと考えられる	



## 【現状の問題点（意見）】

包括外部監査人が合理的と考える成果指標に対し、効果測定が行われていない事業が検出された。当該事業に係る効果を測定せず、評価対象事業に係る効率性や有効性の評価が可能とは考え難い。

### ■循環型地域社会形成推進事業費

岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業の個別支援先から、定期的の実績報告を受けているが、本件事業全体に係る廃棄物の減量化量の測定は困難である、とのことである。

しかし、多くの支援案件で「産業廃棄物等の発生抑制等の達成目標」が掲げられているため、事業全体に係る廃棄物の減量化量の測定は可能と考えられる。

### ■再生可能エネルギー利用発電設備導入促進資金貸付金

県の説明によると、当該事業は金融機関への融資支援による設備導入の促進を目的に、金融機関の融資原資の一部を金融機関に預託するものである。このため、設備導入の進捗状況を測るため、県は金融機関が受けた融資件数（設備導入が促進された件数）を成果指標として設定しているが、当該貸付事業を通じた設備導入によるCO2削減効果の測定は太陽光発電設備に係る融資額及び発電設備の出力を基礎とした推計計算のみ実施している、とのことである。

しかし、個別検出事項「1（3）事業目的と成果指標の整合性」に記載のとおり、本件事業の貸付要綱では「再生可能エネルギーの利用及び省エネルギー活動を促進すること」を目的としているため、当該貸付事業を通じた設備導入によるCO2削減効果が成果指標として合理的である。県は当該貸付事業を通じた設備導入状況を把握していないため、太陽光発電設備に係る融資額を基礎とした推計計算のみで、事業目的の達成度を把握できているとは言い難い。

## 【解決の方向性】

効果測定が困難な事業については、当該事業に係る効率性や有効性の評価が困難であることを踏まえ、事業のあり方自体の見直しを含めて検討する。

## (5) 目標設定水準の十分性

県の事務事業評価では、評価対象事業ごとに設定した成果指標の目標値と実績値の比較により達成度を判定している。

達成度	目標達成率	達成率の算出方法
A	100%以上	<通常指標、維持指標の場合>
B	80%以上 100%未満	達成率＝実績値／目標値×100
C	60%以上 80%未満	<マイナス指標の場合>
D	60%未満	達成率＝目標値／実績値×100

出所：政策評価レポート2021（令和3年11月 岩手県）

今回監査対象とした事業のうち、2事業を例に目標値設定の考え方を示すと以下のとおりである。

番号	事業名	成果指標	目標値	目標値設定の考え方	実績推移
673	環境学習交流センター管理運営費	環境学習交流センター利用者数	42,000 人	センターの主たる利用者である児童、生徒の数が減少傾向にある中で、目標設定時の過去5年（平成25～29年度）実績の平均値を目指したもの	H28：45,905 人 H29：43,048 人 H30：45,010 人 R1：49,789 人 R2：30,511 人
675	三陸ジオパーク活用強化事業費	主要ジオサイトの観光入込客数（注）	1,115 千人	観光入込客数が減少傾向にある中、目標設定時の現状（H29実績値）維持を目指したもの	H28：1,126 千人 H29：1,115 千人 H30：1,139 千人 R1：1,203 千人 R2：1,011 千人

出所：環境生活企画室作成資料

（注）便宜上、具体的推進方策指標を記載した。

### 【現状の問題点（意見）】

目標値と実績値の対比で事業評価が行われるため、評価対象事業に係る効率性や有効性の評価の実効性の観点から、目標設定水準の十分性が問題となる。

この点につき、以下の事業については、より適切な水準の設定が可能ではないかと考える。

#### ■環境学習交流センター管理運営費

県は以下のような指標を掲げ、地球温暖化対策に係る基盤的施策の推進に取り組んでいる。

指標	単位	現状値 (2019)	2022	2025
地球温暖化防止への対応をしている県民の割合	%	77.5	79.0	80.0
地球温暖化等に関する学習参加者数（累計）	人	2,803	5,700	15,000

出所：第2次岩手県地域温暖化対策実行計画（令和3年3月 岩手県）

県の説明によると、以下の点から目標設定の水準は適切である、とのことである。

- ▶ 環境学習交流センター利用者数のうち、実利用者（広報誌・ニューズレターの配布等を除く）の3割程度を占める児童・生徒が減少傾向にある中で過去実績平均を維持することは、新たな利用者獲得と同等と考えられること
- ▶ 地球温暖化等に関する学習参加者数は、気候変動シンポジウム等の県が主催する地球温暖化等に係るイベント参加者であり、環境学習交流センター利用者とは性質が異なるため、単純に比較することは困難であること

しかし、県が掲げる基本目標（2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で41%削減）の達成に向けて、基盤的施策の1つと位置付けられている環境学習交流センターは環境学習の推進の役割を担っていることを考慮すれば、目指す姿なども踏まえた目標水準の設定が重要と考える。

## ■三陸ジオパーク活用強化事業費

県の説明によると、以下の点から目標設定水準は十分である、とのことである。

- 当該成果指標の目標値は、平成 25 年から平成 29 年にかけて、主要ジオサイトの観光入込客数が減少傾向にある現状を踏まえ、事業の取組により歯止めをかけようと、設定当時の実績値（平成 29 年：1,115 千人）を基に設定したものである。
- また、道路などインフラ整備が進捗する一方、人口減少が続く三陸や本県を取り巻く状況等を踏まえると、目標設定水準は十分であると考ええる。

しかし、以下の点を考慮すると、より適切な目標水準を設定する必要があると考ええる。

- みちのく岩手観光立県第 3 期基本計画（平成 31 年 3 月策定）では、「本県の観光入込客数（実人数）は、横ばいで推移すると見込んでおり」と述べつつも、岩手県全体の観光入込客数の増加（2017 年（現状値）1,260.7 万人回、2023 年（目標）1,272.3 万人回）を見込んでいること
- 目標設定した平成 29 年以降、道路インフラ整備により、主要ジオサイトの観光入込客数の増加を期待できる環境が整備されていると考えられること

### 【解決の方向性】

事業評価の目標値の水準設定に当たっては、現状維持を目指すことが適当ではない場合もあり得るため、事業目的や事業を取り巻く環境変化、関連する県計画などにも留意する。

## (6)単位当たりコストの考慮

事務事業評価は評価対象事業の効果的・効率的な事業推進を目的とするため、事業の効率性・有効性を評価するためには、単位当たりコスト、すなわち、アウトプットまたはアウトカムを生み出すためにどれだけのインプットが必要とされたか、を考慮することが重要と考えられる。

	インプット	アウトプット	アウトカム
内容	経営資源（ヒト、モノ、カネ）	行政活動	事業効果（成果）
県の事務事業評価における関連項目	事業費（予算額、決算額等）	活動内容指標	成果指標

県の説明によると、以下の点から効率性と有効性を適切に評価している、とのことである。

- 単位当たりコストは、事業費を指標の目標値あるいは実績値で割ることで算出可能であるから、県の事務事業評価においては、前年度との投入コストの比較や活動内容指標及び成果指標を評価することにより、効率性と有効性を適切に評価している。
- 単位当たりコストを評価する場合、単位当たりコストが悪くなる要因は、事業費が前年度より増額すること、指標の達成状況が悪くなることなどであり、そうした要因は現在行っている前年度との事業費の比較や事業目的に係る指標の達成状況から分析可能である。

➤ したがって、単位当たりコストを算出しても、現行評価以上の新たな要素が得られないことから、現行評価制度において効率性と有効性の評価は適切に行われていると考えている。今回の監査対象事業のうち、4事業を例に単位当たりコストの状況を示すと以下のとおりである。

番号	事業名	R2当初予算額(千円)	単位当たりコストの考慮状況
673	環境学習交流センター管理運営費	25,615	一律的な単位当たりコストの設定はそぐわないもの。
677	循環型地域社会形成推進事業費	130,684	岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業では「産業廃棄物等の発生抑制等の達成目標」や「費用対効果」等を考慮のうえ支援対象の補助事業者を決定している。
686	再生可能エネルギー導入促進事業費	36,493	「1kwあたり2万円」の補助率を設定している。
688	防災拠点等再生可能エネルギー導入事業費	392,473	全体計画書に掲げる成果目標の1つに「補助金所要額効果1,489千円/t-CO2」を設定している。

出所：各室課作成資料をもとに包括外部監査人が作成

### 【現状の問題点(意見)】

単位当たりコストを考慮していない事業が検出された。単位当たりコストを考慮せず、評価対象事業に係る効率性や有効性を評価した根拠が不明確である。

#### ■環境学習交流センター管理運営費

事務事業評価に掲げる成果指標である環境学習交流センター利用者数をもとに包括外部監査人が試算した単位当たりコストは以下のとおりである。

	事業費(千円)		環境学習交流センター利用者(人)		包括外部監査人が試算した単位当たりコスト(円)	
	R1	R2	R1	R2	R1	R2
計画	<u>24,801</u>	25,615	42,000	42,000	<u>591</u>	610
実績	24,775	26,487	49,789	30,511	498	868

(注) 事業費について、計画は当初予算額、実績は決算額で試算した。事業費には、環境学習交流センターに係る減価償却費相当額が含まれていないため、行政コストを表すものではない。

本件事業の単位当たりコストとして「環境学習交流センター利用者1人当たりコスト」が考えられるが、以下の点から、単位当たりコストを考慮する必要性に乏しいとは考え難い。

- 単位当たりコスト実績が前年比で1.7倍になっていること
- 令和3年度事務事業評価調書において「環境学習交流センター利用者数については、コロナ禍の影響を踏まえ、目標値を下方修正する方向で検討中」とされていること

## 【解決の方向性】

評価対象事業に係る効率性・有効性の評価の実効性を向上させるため、単位当たりコストを考慮した目標設定（活動内容指標、成果指標）を検討する。地球温暖化対策関係の事業については、国の行政事業レビュー同様、「1 トン当たり CO2 削減コスト」を単位当たりコストの横断的な指標とすることが合理的と考える。

## (7) 評価結果の合理的根拠

県の事務事業評価では、「活動内容指標」及び「成果指標」の状況を評価（a、b、c）した上で、必要性、有効性等を考慮して、今後の方向（拡充、継続、廃止など）を決定している。

	区分	内容
評価結果	a	全ての指標の達成度が 100%以上
	b	全ての指標の達成度が 80%以上（a を除く）
	c	いずれかの指標の達成度が 80%未満
今後の方向	拡充	○ 事業の対象範囲・地域の拡大（例：補助対象の拡大、補助単価・割合の増、地域限定から全県対象 へ）、新たな事業内容の追加などを行うもの（一部新規等） ※ 事業費の増加だけで判断するものではないこと
	継続	○ 事業内容に変更がなく、単に事業費が増額又は減額となるもの、また、事業は継続するが、事業箇所要望がないなどの理由で令和 3 年度予算に計上しないもの ○ 事業手法の変更など、「拡充」、「縮減」、「廃止・休止」、「終了」に該当しない程度の変更にとどまるもの ○ あらかじめ年度別計画を立てており、年度ごとに事業内容が異なるもの（例：初年度にシステム開発を行い、2 年目以降はシステムの管理・運営を行う事業など）
	縮減	○ 事業の対象範囲・地域の縮小（例：補助対象の縮小、積算方法の変更による補助額の減額、成果が上がっている地区の除外・民間主導への移行）、事業内容の一部廃止などを行うもの ○ 予算積算単価の引き下げ及びシーリングにより事業費を縮減するものは除く ○ 事業の全部・一部を民間へ委託しようとするもの ○ 事業の一部を他の事業に統合し、当該事業を縮減するもの
	廃止・休止	○ 事業目標の達成、他事業との優先度を検討した結果、事業効果が上がらない等の理由により廃止（休止）するもの ○ 事業の実施を一定期間継続して休止するもの ○ 現在の事業内容では効果が上がらない等の理由により抜本的な見直しを行い、新規事業を立ち上げて対応しようとするもの（単に事業の名称を変更する場合は、「継続」とする） ○ 当該事業を他の事業に完全に統合し、当該事業を廃止するもの
	終了	○ 期限到来により終了するもの（令和 2 年度終了事業）

出所：政策評価レポート 2020（令和 2 年 11 月 岩手県）

今回の監査対象事業のうち、2事業を例に評価結果を示すと以下のとおりである。

事業名	評価結果		今後の方向	
	活動指標	成果指標	区分	説明
指定管理鳥獣捕獲等事業費（シカ・イノシシ捕獲対策）	a	a	継続	生息数が増加、生息域が拡大し、自然生態系や農作物等への被害が深刻化しているシカ及びイノシシについて、モニタリング調査による実態把握や捕獲に継続して取り組みます。
再生可能エネルギー利用発電設備導入促進資金貸付金	a	a	継続	再生可能エネルギーの導入を促進する上で必要な取組であるため引き続き実施します。

出所：政策評価レポート2020（令和2年11月 岩手県）

### 【現状の問題点（意見）】

「1事業評価」に係る個別検出事項を踏まえ、評価結果・説明の合理的根拠が不明確な評価対象事業が検出された。

#### ■指定管理鳥獣捕獲等事業費（シカ・イノシシ捕獲対策）

個別検出事項「1（2）事業目的と成果指標の整合性」に記載のとおり、当該事業の目的は個体数の適正化や被害軽減である。県は捕獲数の目標値達成に着目した評価結果を示しているが、以下の点を考慮すると事業の実態を反映した評価結果といえるか疑問である。

- 現行事業計画では、シカの推定個体数は平成24年度末時点で約4万頭、これを受けた捕獲目標を約2万頭（推定個体数を令和5年度までに半減）としている。しかし、近年の生息状況調査等の結果等を使用して算出した推定個体数は、平成30年秋時点で10.7万頭（令和3年7月14日公表）であることが判明し、結果的に大幅な乖離が生じていること
- 被害状況が増加して推移していること

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
シカ	農業被害額（百万円）	188	212	227
	列車との衝突事故（件）	442	547	795
イノシシ	農業被害額（百万円）	15	18	27

出所：自然保護課作成資料

#### ■再生可能エネルギー利用発電設備導入促進資金貸付金

個別検出事項「1（4）効果測定の実施」に記載のとおり、包括外部監査人が合理的と考える成果指標に対しての効果測定が行われていない。「再生可能エネルギーの導入を促進する上で必要な取組である」との説明の合理的根拠は希薄である。

### 【解決の方向性】

より実態に即した成果指標の設定を検討し、評価対象事業に係る効率性・有効性の評価を行う。課題が認められる評価対象事業については、事業見直しの可否を検討のうえ、評価結果に反映させる。

**(8)大規模事業評価の実施方法**

公共関与型産業廃棄物最終処分場整備事業に係る大規模事業評価の概要については「添付資料 3. 公共関与型産業廃棄物最終処分場整備事業 事前評価調書」を参照されたい。

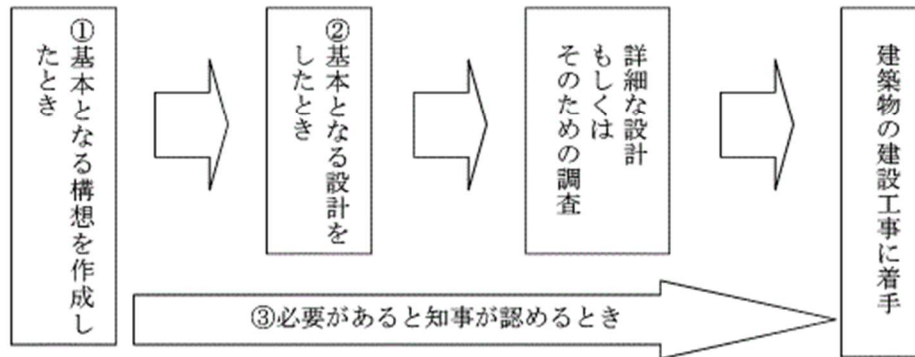
大規模事業評価の事前評価は原則として、基本構想作成後と基本設計後にそれぞれ評価を実施することとされている。

**大規模事業の評価の時期と評価項目**

**事前評価（大規模公共事業・大規模施設整備事業）**

事前評価は次表のとおり段階を踏んで評価することとしている。

評 価 の 時 期	評 価 項 目
① 基本となる構想を作成したとき	・事業の必要性等の検証
② 基本となる設計をしたとき	・事業の規模や費用、効率性等の検証
③ ①に掲げる時期後、事業の詳細な設計若しくはそのための調査をするまで又は建築物の建築工事に着手するまでの間で、社会経済情勢の急激な変化等特別な事情により事前評価を実施する必要があると知事が認めるとき	〔 評価実施時期により以下の項目とする ・事業の必要性等の検証 ・事業の規模や費用、効率性等の検証 〕



出所：大規模事業評価の流れ（政策企画課作成資料）

大規模事業評価の時期や方法等に係る関連規定は以下のとおりである。

<p>(大規模事業評価の時期)</p> <p>第 14 条 大規模事業評価のうち事前評価の時期は、次のとおりとする。ただし、第 1 号に掲げる時期と第 2 号に掲げる時期が近接していること等によりそれぞれに評価を行うことが適当でないと認められる場合にあつては、第 1 号及び第 2 号に掲げる時期の評価を併せて行うことができる。</p> <p>(1) 対象となる事業の箇所ごとに、基本となる構想を作成した時（事業の目的、必要性、内容及び効果が明らかになった時をいう。）</p> <p>(2) 対象となる事業の箇所ごとに、基本となる設計をした時（事業の規模、費用及び効率性が明らかになった時をいう。）</p>
---

(大規模事業評価の方法)

第16条 大規模事業評価のうち事前評価の方法は、その対象となる事業の箇所ごとに、第14条第1項第2号に掲げる時期前に行う評価にあつては当該事業の必要性を検証することによるものとし、同号に掲げる時期以後に行う評価にあつては当該事業の規模、費用等を検証することにより、当該事業を実施することが適切であるかどうかを判定することによるものとする。

出所：知事が行う政策等の評価に関する規則

(2) 代替手段との優位性

施設の整備の立案にあたって検討した他の手段との比較結果と当該施設整備の優位性について記載すること。代替手段としては主に次のようなものが考えられる。

- ・ 県有の既存施設の活用、転用
- ・ 民間等の類似施設の活用
- ・ ソフト事業の活用など

出所：大規模施設整備事業 事前評価調書（基本構想作成後）（様式1の2）記載要領

**【現状の問題点（意見）】**

公共関与型産業廃棄物最終処分場整備事業に係る大規模事業評価では「基本設計後」の事前評価のみで、「基本構想作成後」の事前評価が行われていないため、大規模事業評価の実施方法に係る以下の適切性が問題となる。

- 例外的取扱いである「基本設計後」のみの事前評価
- 「基本構想作成後」の評価項目の1つである「施設計画の妥当性(代替手段との優位性)」に係る事前評価

この点につき、県の説明によると、以下の根拠により大規模事業評価は適切に実施している、とのことである。

- 平成27年3月に公共関与型の最終処分場設置に係る最終候補地を決定した段階においては、廃棄物の排出元からの距離や必要と思われる廃棄物量などの選定条件に基づいて位置を決めたものであり、事業主体や施設全体の規模、総事業費等が決まっていなかった。
- しかし、東日本大震災津波の災害廃棄物処理等による現行施設の残余容量の減少に伴い、速やかな事業執行の観点から、適切な事業計画を定め、事業を推進するためには、PFI方式では期限内の事業執行が困難であったことから、実績を有する事業団方式以外の選択肢はなく、同年9月に事業団方式により実施主体を選定した。
- その時点では、どのような形で県が関与するか定まっていなかったため、大規模事業評価の対象となる要件を満たすか否かを判断できない状態であった。本事業は、公共関与であつて、県が設置する事業ではないことから、事業団が自らの予算で設置する場合については、評価の対象にはなり得ないものであり、その関与の度合いによって評価上の判断を行う必要があつたものである。
- 当該事業は、あくまでも公共関与型の施設設置であり、事業主体である事業団の意向も十分に踏まえる必要があることから、設置する施設の規模や内容を精査した上で、県予算による支援も含めた県の関わり方を整理する必要があつた。そのため、平成29年3月に事業団は事業団の基本構想に当たる基本計画と基本設計において施設の規模や総事業費



等を取りまとめ、これに基づいて、事業に対する県の関わり方も整理された。その結果を受けて、当該事業が大規模事業評価の基準に該当すると判断し、評価を実施したものであり、こうした事業の性質上、県の基本方針段階では大規模事業評価への該当性が判断できなかった。

- 基本設計後の評価においては、基本構想後よりも詳細な評価であり、大規模事業評価上必要な評価はすべて行われている。
- 以上のような大規模事業評価の実施手続に問題がない点は、大規模事業評価を所掌する政策企画課の確認を受けている。

しかし、以下の点を考慮すると、大規模事業評価の実施方法を適切と判断する根拠が不明確である。

- 本件事業に係る事業構想は最終候補地や事業主体が決定した平成27年までに明確になっていた可能性が考えられる。実際、平成28年度には県から事業団への資金貸付（貸付額190,839千円）がなされているため、例外的取扱いである基本設計後のみの事前評価を認める根拠が明らかでないこと
- 大規模施設整備事業事前評価調書（基本構想作成後）の様式に示されている「施設計画の妥当性（2）代替手段との優位性」が明らかでないこと

### 【解決の方向性】

例外的取扱いである「基本設計後」のみの事前評価の適否判断に留意し、大規模事業評価の実効性を確保する。本件事業については、個別検出事項「2（2）PFI導入検討の充分性」に記載のとおり、本件事業の代替案であるPFI方式との比較検討が不十分である点も考慮すれば、最終候補地や事業主体が決定した平成27年までに「基本構想作成後」の事前評価を実施するのが適当であったと考える。

また、大規模事業評価の事前評価において「基本構想作成後」を実施しない場合、重要な項目については「基本設計後」の事前評価時に併せて検討対象とする。

## （9）内部統制基本方針とリスク評価の整合性

地方自治法の改正（令和2年4月）による内部統制制度の導入に伴い、県は毎年度内部統制の整備状況及び運用状況を評価のうえ、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査を付して議会に報告書を提出することとされた。内部統制には4つの目的があるとされている。

### 1 地方公共団体における内部統制

内部統制とは、基本的に、①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全の4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいい、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング（監視活動）及び⑥ICT（情報通信技術）への対応の6つの基本的要素から構成される。この定義を踏まえると、地方公共団体における内部統制とは、住民の福祉の増進を図

ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することであると考えられる。地方公共団体においては、既に団体ごとの特性に応じて様々な形で事務の適正な執行の確保に努めており、一定の内部統制が存在していると考えられるが、内部統制の基本的な枠組みに基づき、既存の取組を整理し、必要に応じて改善又は是正を図ることで、地方公共団体の組織目的をより確実に達成することが可能となる。

(1) 内部統制の4つの目的

①業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の効率的かつ効果的な遂行とは、業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその業務を遂行することをいう。

地方公共団体においては、その事務を処理するに当たっては最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努める(法第2条第14項及び第15項)という法の趣旨を踏まえつつ、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるようにすることで、業務の目的達成を図ることが重要である。

②財務報告等の信頼性の確保

(省略)

③業務に関わる法令等の遵守

(省略)

④資産の保全

(省略)

出所: 地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月 総務省)

また、内部統制の対象事務である「財務に関する事務」については以下の説明がなされている。

財務に関する事務(法第150条第1項第1号又は第2項第1号): 法第199条第1項にいう「財務に関する事務」と同義であって、法第2編第9章中に規定されている財務に関する事務をいい、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の全てを包含する。

出所: 地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月 総務省)

内部統制制度を踏まえ、内部統制評価の基礎となる内部統制基本方針において、県は内部統制の目的の1つである業務の効率的かつ効果的な遂行について、「業務目的の達成に向け、効率的かつ効果的に業務を遂行するため、リスクの分析や自律的なチェック機能、業務プロセスの可視化に取り組みます」との取組方針を示している。内部統制基本方針については「添付資料4. 内部統制基本方針」を参照されたい。

また、県の令和2年度に係る内部統制評価報告書では、一部の事務における不備の記載はあるものの、「内部統制は概ね有効に運用されていたと考えます」との評価結果が示されている。内部統制評価報告書については「添付資料5. 内部統制評価報告書」を参照されたい。

### 【現状の問題点（意見）】

「1 事業評価」の個別検出事項については、業務の効果的かつ効率的な遂行を基本方針に掲げる内部統制制度の充実強化を図ることが必要と考える。県は内部統制基本方針の中で、業務の効率적かつ効果的な遂行に関する取組方向を示していることから、「効率性・有効性に乏しい予算執行が実施されるリスク」への対応に係る評価手続の妥当性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点から内部統制評価は適切に実施している、とのことである。

- 県内部統制の取組は、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるよう取り組んでいるものである。そのため、基本方針に掲げる目的が達成されるよう、これを阻害するリスク等への対応を図っているものであること
- リスクの分析や自律的なチェック機能、業務プロセスの可視化等に取り組んでおり、これらの取組を通じ、県民に信頼される行政運営の確保や業務の効率적かつ効果的な実施などを期待するものであること。そのため、内部統制の有効性等の評価は、これら取組の確保状況等についての所属ごとの自己点検結果を踏まえ、実施しているものであること
- 前述のガイドラインに例示されている評価項目を踏まえた内部統制評価を実施しているため、「効率性・有効性に乏しい予算執行が実施されるリスク」に係る内部統制については特段の対応、評価は実施していないこと

しかし、以下の点を考慮すると、県の内部統制基本方針に掲げる「業務目的の達成に向け、効率적かつ効果的に業務を遂行するため、リスクの分析や自律的なチェック機能、業務プロセスの可視化に取り組みます」とリスク評価に不整合が生じていないか懸念される。

- リスク評価は個々の自治体の実情に応じて実施するものであるため、必ずしもガイドラインに例示された評価項目のみによる内部統制のリスク評価が十分とは限らないこと
- 県の行政経営プランに掲げられている「成果を重視する行政の推進」や「監査委員による監査機能の強化」の内容を踏まえると、効率性・有効性に乏しい予算執行が実施されるリスクを内部統制評価の対象とする優先度は高いと考えられること

### 【解決の方向性】

内部統制評価の基礎となる内部統制基本方針と十分に整合するよう、内部統制評価の充実強化を図る。

## 2 契約

監査対象事業に関連する契約の概要は、以下のとおりである。

### ■委託料

所管室課	委託業務名	契約方法	受託者	委託料の金額（千円）	監査対象
環境生活企画室	令和2年度環境学習交流センター管理運営及び地球温暖化防止活動推進センター業務	随意契約	特定非営利活動法人環境パートナーシップいわて	34,259 <del>60</del>	
環境保全課	旧松尾鉦山新中和処理施設維持管理業務委託	特命随意契約	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	645,099 <del>100</del>	●
自然保護課	令和2年度指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）捕獲等業務委託	特命随意契約	（公社）岩手県猟友会	138,531	●
廃棄物特別対策室	令和2年度岩手・青森県境不法投棄現場汚染水処理業務	一般競争	日本国土開発(株)	238,636	●
	令和2年度岩手・青森県境不法投棄現場跡地整形業務	随意契約	日本国土開発(株)	63,747	
	その他			294,297	
	合計			1,414,571	

出所：監査対象室課作成資料

### ■工事請負費

所管室課	工事名	契約方法	請負者	工事請負費の金額（千円）	監査対象
環境生活企画室	三陸ジオパークウェルカムボード設置工事	条件付一般競争入札	(有)フジミ工建	24,055 <del>6</del>	
環境保全課	旧松尾鉦山坑道（3m坑）暗渠排水管敷設及び分岐坑道埋戻し工事	条件付一般競争入札	梨子建設(株)	364,119 <del>20</del>	●
	旧松尾鉦山新中和処理施設原水受槽ほか耐震補強（建築）工事	条件付一般競争入札	東照建設(株)	53,182 <del>3</del>	●
自然保護課	三陸復興国立公園崎山地区ほか歩道（木橋）再整備工事	条件付一般競争入札	(有)フジミ工建	25,100 <del>1</del>	
	三陸復興国立公園田老道路（歩道）法面再整備工事	条件付一般競争入札	(株)みちのくリアライズ	43,201	
	栗駒国定公園経塚山歩道橋（仮設用道路）工事	随意契約	マルケイ建設(株)	31,807 <del>8</del>	
	その他			50,953	
	合計			592,421	

出所：監査対象室課作成資料

## ■貸付金

所管室課	資金名	貸付先	貸付額（千円）	監査対象
環境生活 企画室	再生可能エネルギー利用発 電設備導入促進資金	9 金融機関	1,115,450 <del>1</del>	●
廃棄物特 別対策室	施設整備資金	事業団	682,234 <del>5</del>	●
	合計		1,797,685	

出所：監査対象室課作成資料

### (1)損失補償契約

県は事業団及びその借入先との3者間で、事業団の借入金返済が不能となり、借入先が損失を被った場合に県がその損失を補償する契約（損失補償契約）を締結している。当該損失補償契約の状況（令和2年度末現在）は以下のとおりである。

相手先	損失補償対象額 (千円)	対象借入の契約内容
日本政策投資銀行	136,800	借入総額 1,828,000 千円、利率 1.96～2.38% 借入期間（平成18年度～令和4年1月）
合計	136,800	

出所：事業団作成資料

法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（以下、「財政援助制限法」という。）では、政府または地方公共団体は会社その他の法人の債務について保証契約をすることができない（同法第3条）と規定されている。これは、政府または地方公共団体が法人の債務を保証することを原則禁止するとしたものであり、国会ないし地方議会の議決に基づけば保証契約の締結を許容するものではないと解されている。法人等に対する必要な金融上の支援は補助金の形式によるのみを行い、政府または地方公共団体の不確定な債務がむやみに増加することを防止し、もって財政の健全化を図ることを1つの重要な目的としていたものと考えられている。

また、損失補償契約については、「特別な理由があるとき以外は、第三セクター等の資金調達に関する損失補償は行うべきではなく、他の手段による方法を検討するべきである。」（第三セクター等の抜本的改革等に関する指針（総務省自治財政局長通知 平成21年6月23日））とされている。

### 【現状の問題点（意見）】

当該損失補償契約は債務保証と同様の外観を有するため、当該契約の適切性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、当該契約は「損失補償契約」であり、財政援助制限法が禁止している債務保証ではないため、以下の点も考慮すれば適切なものである、とのことである。

- 「法人に対する地方公共団体の損失補償について」（昭和 29 年 5 月 12 日付け行政課長回答）にあるとおり、「損失補償については、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第 3 条の規制するところではないものと解する」とされている。
- 本損失補償契約は、債務負担行為を設定して締結したものであり、議会の議決を経ていること。  
これについて、事業団が県主導により設立・運営されていること、産業廃棄物の処理は県の所管事務であること、事業団に担保材料がなく、金融機関から、県による損失補償が融資条件とされたことなどから、公益上の必要に基づき実施しているものであること。  
なお、最高裁平成 23 年 10 月 27 日判決においても、同様の考え方をもって損失補償契約が財政援助制限法第 3 条の規定の類推適用を行うことは相当ではないと判示されていること。
- 債務保証契約は、債務不履行となった場合直ちに金融機関が債務に係る請求をできる（不履行債務即時補填合意）こととなるが、本契約は、借入金の履行期限から 6 カ月経過してなお弁済がなされなかったとき（回収不能確定時補填合意）となっているなど、内容が異なること。なお、当該内容は、東京高裁平成 24 年 3 月 21 日判決において、債務保証契約と損失補償契約との相違点として判示されていること。

しかし、当該「損失補償契約」の条項を見る限り、以下の点で債務保証との相違が分かりにくい規定になっている。

包括外部監査人が考える債務保証と損失補償の相違点	本損失補償契約に対する包括外部監査人の所見
債務保証は主たる債務を前提としているのに対し、損失補償は純然たる二者間の契約であり、別に前提となる債務を必要としないこと	当事業団の借入（債務）を前提とした 3 者間の契約であり、債務保証との相違が認められない。
債務保証は弁済期が来れば代位弁済するのに対し、損失補償は損失が生じて初めて補償することになっていること	返済期限から 6 ヶ月以上弁済を受けることができなかった額を損失補償の額としているが、6 ヶ月の期間をもって「損失が生じた」とは必ずしも判断できない。

県が締結している契約は、財政援助制限法が禁止する保証契約と同一視されるおそれがあるものと考えられる。

### 【解決の方向性】

事業収益を有する事業には多様な事業形態がある点を踏まえ、県の財政的負担を限定する手法（PFI を含む）を含めて代替評価を実施する。

なお、県の説明によると、令和 4 年 1 月に損失補償対象の借入が完済され、本件損失補償契約は解消された、とのことである。

## (2)PFI 導入検討の十分性

新たな公共関与型産業廃棄物最終処分場の運営主体について、県では以下の提言や方針が示されている。

### (5) 運営主体

全国的には第三セクター方式や公設公営方式が多く、本県でも公共関与による最終処分場の整備にあたっては、先ず、財団法人設立による第三セクター方式を採用している。

都道府県が公共関与による産業廃棄物処理施設を整備する場合、現行の国庫補助制度では、1 県 1 施設に限り交付金が受けられるとされている。本県では「いわてクリーンセンター」のⅡ期処分場を整備した際に交付金を受けているため、次期最終処分場整備にあたっては、原則として国庫補助を見込めない状況にあり、現状では国庫補助制度を活用して建設費の地元負担を低減することが困難となっている。

また、「いわて第2クリーンセンター」整備時（焼却）の検討においては、PFI方式による整備が県の負担が最も安価となると試算され、PFI方式で運営されている実績もあることから、建設費用や年間処理量が試算可能となる用地確定後にPFI方式の導入可能性調査を実施し、第三セクター方式や公設公営方式と比較検討する必要がある。

なお、最終処分場の建設・運営をPFI方式で行った例は、市町村等の一般廃棄物最終処分場の数件のみで、産業廃棄物管理型最終処分場での事業実績は国内にない状況となっている。PFI方式での最終処分場の運営については、公共関与とはいえ独立採算制を基本とすることから、導入にあたっては事業採算を確保する観点からの十分な検討が必要である。併せて、最終処分場が埋立終了後も廃止するまでの間に、水処理施設等の維持管理が必要であることや、廃止後の適切な跡地利用など事業終了後も一定の管理を必要とすることから、PFI方式などの民間の活力を生かす場合には、公共関与の考え方、すなわち県と事業者の役割分担を明らかにしておくことが必要となると考えられる。

おって、最終処分場は地域経済の持続的発展はもとより、災害対応などの危機管理面でも必要不可欠な社会的インフラであることから、既存国庫補助制度の採択要件の緩和、更には放射能対策に伴う割増経費に対する国・東京電力の負担を求めるなど地元負担の軽減に寄与するため、県には建設に向けた環境整備を国等に働きかけていくことを期待したい。

出所：産業廃棄物最終処分場整備基本方針への提言書（平成 25 年 2 月産業廃棄物処理施設整備基本方針検討委員会）

### (5) 運営主体

全国的には第三セクター方式や公設公営方式が多く、本県でも公共関与による最終処分場の整備にあたっては、先ず、財団法人設立による第三セクター方式を採用している。

都道府県が公共関与による産業廃棄物処理施設を整備する場合、現行の国庫補助制度では、1 県 1 施設に限り交付金が受けられるが、本県では「いわてクリーンセンター」のⅡ期処分場を整備した際に交付金を受けているため、次期最終処分場整備にあたっては、原則として国庫補助を見込めない状況にあり、現状では国庫補助制度を活用して建設費の地元負担を低減することが困難となっている。

しかし、最終処分場は地域経済の持続的発展はもとより、災害対応等の危機管理面でも必要

不可欠な社会的インフラであることから、既存国庫補助制度の採択要件の緩和、更には放射能対策に伴う割増経費に対する国・東京電力の負担を求めるなど、建設に向けた環境整備を働きかけていくこととする。

事業方式については、本基本方針に基づく適切な運営を行うとともに、地元理解に基づき迅速かつ円滑な整備を進める観点から、公共関与を前提として検討し早急に決定することとする。これと併せて、運営主体についてもなるべく早期に確定することとする。

出所：産業廃棄物最終処分場整備基本方針（平成 25 年 3 月岩手県）

県では平成 14 年に「岩手県における PFI 導入のための指針」を作成し、PFI 導入の考え方を示している。

#### 5 岩手県におけるPFI導入の考え方

岩手県は、平成11年2月に策定された「岩手県行政システム改革大綱」において、「財政運営の健全化を目指して様々な社会資本整備方針の導入可能性の検討を行うことや県と民間の役割分担を明確化すること」を掲げており、本来、公共の責任において行うべき事務・事業であっても、民間活力を導入することなどにより、公共サービスの向上やコストの縮減が図られ、より効率的・効果的な執行が期待できるものについては、従来の直営による実施にこだわることなく、さまざまな事業手法の中から最適な方法を選択し、その導入を図っていく必要があります。

しかし、PFIの導入を目指すあまり、導入すること自体が目的化し、PFI手法を無理に適用したり、他の事業に優先して実施することは、必要のない事業を実施することになりかねず、十分留意する必要があります。

以上のことを踏まえて、岩手県においては、今後、次の基本的な方針によりPFIの適切な導入を図っていきます。

- (1) 岩手県が行うPFIの適用が見込まれる公共施設等の整備に当たっては、原則として事業の発案段階において、その必要性、緊急性や、民間との役割分担のあり方等について十分検討した上で、VFMの達成などPFIの導入の可能性について検討する。
- (2) 検討結果については、その結果いかんにかかわらず、岩手県におけるPFI導入に係るデータとして蓄積し、全庁及び民間においても活用できる情報データベースの機能を図る。

出所：岩手県における PFI 導入のための指針（平成 14 年 3 月）

また、第三セクター等の資金調達については自立的な資金調達を基本とするべきであるとの考え方が示されている。

- (6) 第三セクター等の資金調達については、地方公共団体の財政健全化と当該第三セクター等の自主的な経営の観点から、地方公共団体の信用に依存するのではなく、第三セクター等が行う事業自体の収益性に着目した資金調達（プロジェクト・ファイナンスの考え方に立った資金調達）を始めとする自立的な資金調達を基本とするべきである。（以下省略）

出所：第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について（平成 26 年 8 月 5 日総務省自治財政局長）



## 【現状の問題点（意見）】

県では平成 27 年 9 月に事業団を事業主体として決定しているが、代替手法の 1 つと考えられる PFI 方式との比較検討が行われているかどうか問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- PFI 方式の導入に関する経緯について、県内の産業廃棄物を受け入れる管理型最終処分場は、実質的に「いわてクリーンセンター」のみであり、事業主体の検討時、東日本大震災津波による災害廃棄物の最終処分への受入や、放射性物質に汚染された廃棄物の埋立に対応するための覆土量の増加等により、埋立終了時期が災害発生前に比べて早まっている状況であるため、県における産業廃棄物の適正処理の観点から次期最終処分場の整備を早急に進める必要があった。
- PFI 方式は導入可能性調査から事業者選定までに約 2 年の期間を要するが、第三セクター方式は、当該期間を短縮することが可能となるが、県では、当時、いわてクリーンセンターから次期最終処分場への円滑な事業継承が急務であったことから、前記埋立終了時が早まっている状況等を踏まえるとともに、約 20 年以上にわたり管理型最終処分場を運営してきた唯一の法人である事業団に対し、次期最終処分場の整備。運営を要請することとし、第三セクター方式を採用した。
- 候補地決定前に事業主体を決めざるを得ない状況あり、本件整備スケジュールにおいて PFI 方式を検討することが不可能であった。
- PFI 方式と比較し、コスト面での不利や課題はある可能性はあったが、時間的制約を考慮し、事業団を運営主体として決定した。

しかし、当初の整備スケジュールと比較し、実際のスケジュールは遅れたことからその間、PFI 導入のための指針に基づく十分な検討が可能であったと考えられる。

基本方針(平成 25 年 3 月)		実際のスケジュール	
平成 25 年度	市町村協議、候補地選考、事業方式・主体検討、住民説明基本計画、候補地決定、測量		
平成 26 年度		平成 27 年 3 月	最終候補地を決定
平成 27 年度	用地交渉 環境影響評価、実施設計	平成 27 年 9 月	事業主体を事業団に決定
平成 28 年度		平成 29 年 3 月	整備基本計画策定、基本設計
平成 29 年度		平成 29 年 9 月	実施設計着手、大規模事業評価、測量
平成 30 年度	建設工事	平成 30 年 4 月	用地交渉着手、環境影響評価実施
令和元年度			
令和 2 年度		令和 2 年 10 月	実施設計完了、事業団が用地取得完了、許認可の取得完了
令和 3 年度	建設工事竣工、供用開始	令和 3 年 5 月	着工式
令和 4 年度			
令和 5 年度			
令和 6 年度		令和 6 年 10 月	建設工事竣工、供用開始

出所：廃棄物特別対策室作成資料

## 【解決の方向性】

「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）を受けて、県の PFI 優先検討規程が整備されたことを踏まえ、代替評価の検討及び情報開示を行う。

### はじめに

国及び地方公共団体の財政は極めて厳しい状況にあり、財政の健全化とともに、効率的かつ透明性のある行財政運営が継続的課題となっている。このような状況下にあっても、多様化、高度化する住民ニーズに的確に対応し、また度重なる災害への対策も含めた社会資本の整備が求められている。

国では民間資金等の活用による公共施設等の整備を目指し、平成 11 年に PFI 法を制定し、その後数度の改正を経て、民間事業者のプロジェクトへの参入機会を更に拡大させてきたところであり、全国で様々な PFI 事業が展開され始めている。

更に「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2015」「同(2016)」「経済・財政アクション・プログラム 2016」において、多様な PPP/PFI 手法導入の優先的検討の枠組みの構築・運用、地域プラットフォームの形成・活用、PPP/PFI アクションプランの推進が盛り込まれた。これを踏まえ、平成 27 年 12 月に民間資金等活用事業推進会議において、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」が決定され、人口 20 万人以上の地方公共団体に対し、優先的検討規程を定めるよう要請された。

PPP/PFI 手法導入の目的を整理すると

- ① 新たな事業機会の創出や民間投資の喚起
- ② 効率的かつ効果的な公共施設等の整備等
- ③ 国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供
- ④ 上記をもって地域経済の健全な発展に寄与

の 4 点であり、もって経済財政一体改革へ貢献することにある。

このような動きの中、岩手県では平成 12 年に「PFI 研究会」を立上げ、平成 14 年に「岩手県における PFI 導入のための指針(以下 旧指針)」を作成、平成 16 年には指定管理者制度を開始し、平成 17 年には全国に先駆けて第 2 クリーンセンター建設を PFI 事業にて実施するなど、民間活力導入に積極的に取り組んできたところである。

今般、優先的検討規程策定の要請を受け、岩手県公共施設等総合管理計画推進会議の下にワーキンググループを設置し検討を進め、「旧指針」に新たな内容を盛り込み、「岩手県 PPP/PFI 手法導入指針」として改訂するものである。

今後の事業の実施にあたり、多様な PPP/PFI 手法を優先的に検討することにより官民の役割分担を見直し、効率的かつ効果的な施設の整備等の実現、さらには多くの分野において民間投資の喚起や新たな事業機会を創出し、もって県民経済の健全な発展に寄与することを目的としてこの指針が活用されることを期待する。

平成 30 年 3 月

出所：岩手県 PPP/PFI 手法導入指針（平成 30 年 3 月岩手県）

### (3)無利子貸付

県は、次期最終処分場の整備に当たり、事業団に対する資金貸付を行っている。当該貸付に係る契約の状況（令和2年度末現在）は以下のとおりである。

貸付年度	貸付期間	利率	貸付額（千円）
平成28年度	22年	無利子	190,839
平成29年度	21年	無利子	33,696
	20年	0.48%	155,928
平成30年度	20年	無利子	49,575
	20年	0.09%	382,348
令和元年度	19年	無利子	26,776
	20年	0.405%	263,932
令和2年度	18年	無利子	7,349
	20年	0.467%	674,886
合計			1,785,329
うち無利子			308,236

出所：事業団作成資料

当該貸付金は最終処分場の供用開始後の事業収益（廃棄物処理委託料）からの回収が予定されている。事業団の長期収支計画については「添付資料9. 事業団の長期収支計画」を参照されたい。

貸付金について以下の解説がなされている。

金銭の消費貸借契約によって、他人に金銭が貸し付けられるが、このことは、地方公共団体も行いうるところである。

すなわち、地方公共団体は、直接あるいは間接に地域住民の福祉増進を図るため現金の貸付けを行うことがある。そして、通常、法令又は条例等にその具体的な要件を定めて、貸付けが行われている。この貸付けに当たっては、行政目的の見地から、無利子又は市中金利に比べて低利であり、またその償還期間も長期としている。

法令に根拠をおく貸付金の例としては、農業近代化資金助成法による農業近代化資金、母子及び父子並びに寡婦福祉による福祉資金の貸付け等があり、また、地方公共団体が独自に育英資金、交通事故被害者に対する一時貸付金の制度を創設しているのが通例である。

この貸付金は、補助金が法第132条の2の規定により、公益上必要がある場合に補助をすることができるという制限があるのに対し、特にそのような制限はないが、地方公共団体の存在意義から考えて条理上の限度はあるところである。

貸付金は契約によってその具体的な事務が進められるもので、条件に従って返還された金は諸収入に計上されることになる。

地方公共団体が財政的援助として貸付けを行っているものに対しては、監査委員は、その出納その他の事務の執行状況を監査することができるものである（自治法第199条第7項）。

出所：地方財務実務提要

また、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる（地方自治法第 232 条の 2）が、この公益上の必要性については以下の判示がなされている。

地方公共団体の長は、地方自治の本旨の理念に沿って、住民の福祉の増進を図るために地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う地方公共団体の執行機関として、住民の多様な意見及び利益を勘案し、補助の要否についての決定を行うものであり、その決定は、事柄の性質上、諸般の事情を総合的に考慮した上での政策的判断を要するものであるから、公益上の必要性に関する判断に当たっては、寄附又は補助の要否を決定する地方公共団体の長に一定の裁量権があるものと解される。他方で、法が地方公共団体による補助金の交付について公益上の必要性という要件を課した趣旨は、恣意的な補助金の交付によって当該地方公共団体の財政秩序を乱すことを防止することにあると解される以上、地方公共団体の長の裁量権の範囲には一定の客観的限界があり、当該地方公共団体の長による公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付は違法と評価されることになるものと解するのが相当である。そして、地方公共団体の長が特定の事業について補助金の交付をする際に行った公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったか否かは、当該補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯、補助の対象となる事業の目的、性質及び状況、当該地方公共団体の財政の規模及び状況、議会の対応、地方財政に係る諸規範等の諸般の事情を総合的に考慮した上で検討することが必要であると解される。

出所：平成 9（行ウ）22 損害賠償等請求事件（平成 14 年 3 月 13 日 岡山地方裁判所）

### 【現状の問題点（意見）】

無利子貸付は貸付先に対する利息相当額の補助と同等の経済効果を有するものであるから、寄附又は補助と同様、公益上の必要性が認められるかどうかの問題となる。

この点につき、県の説明によると、無利子貸付は以下の経緯によるものであり、公益上の必要性が認められ、貸付条件として適切である、とのことである。

- 平成 27 年度、事業団は、県からの要請に基づき、いわてクリーンセンターの後継となる次期最終処分場整備の実施主体となることを承諾した。事業団から県に事業団運営に配慮した資金的支援を行うよう要請があったことから、県では、貸付金等による財政支援を行ったもの。
- 貸付に当たっては、4 年程度の工事期間中に埋立収入がない状況であっても、事業団運営の収支の均衡が図られること、かつ大幅な処理単価の引き上げにつながらないよう、事業団の安定的な事業団運営への十分な配慮が必要といった観点から、国の「地方債同意等基準」に基づき県債の利率で貸付を行うとともに、事業団からの運営に配慮し、将来的な破棄物処理料金の値上げの抑制による産業振興（排出事業者への還元）や安定的な法人運営に寄与する観点から、次期最終処分場整備に係る基本計画の策定や環境影響評価等については無利子で貸し付けることとしたもの。
- 事業団の長期収支計画における事業収支は、総務部と協議・決定した金利、埋立収入や運営費等による収支、公租公課等をもとに事業終了後までの長期にわたるシミュレーションをもとに算定したものである。将来的な金利の上昇や収入不足の見通し等の様々な条件による変化に対応し、事業団の運営に起こりうる不測の事態を想定した運営を行えるよう埋

立終了後の繰越金をプラスとしているものであり、事業終了後に発生する約 16 億円の剰余金は、バッファの範囲内である。

- 事業団の公益目的支出計画実施報告書に係る公益目的財産残額（令和 2 年度末 2,467 百万円）はあくまで、今後、公益を目的とする事業により費消しなければならない金額を示す数字上の概念であり、事業団の財政余力を示すものではないため、無利子貸付の判断には関係しないものである。

しかし、非適債の資金貸付に係る利息といえども、最終処分場の供用開始後の事業収益（廃棄物処理委託料）で賄う性質のものと考えられるため、以下の点も考慮すれば、県が事業団に無利子貸付する公益上の必要性が認められるか疑問である。

- 県が説明する様々な要素を考慮しても、事業終了時に発生する約 16 億円の剰余金が「バッファの範囲内」とは考え難いこと
- 公益上の必要性の判断では、財政支援対象の財政余力の程度も考慮すべき要素の 1 つと考えられる。県の出資等法人である事業団の公益目的財産残額 2,467 百万円（計画上の完了見込は令和 43 年 3 月 31 日）が、無利子貸付における公益上の必要性判断に関連しないものとは考え難いこと

#### 【解決の方向性】

無利子貸付とする公益上の必要性に乏しい場合、適正な利率による貸付条件とする。

#### (4)無償貸付け

県が事業団に貸し付けている公有財産の状況（令和 2 年度）は以下のとおりである。

貸付け資産の内容	建物等（体育館 2 棟、機械室）
用途	いわてクリーンセンターの建設に併せて設備された、温水プールや入浴施設を備えたスポーツレクリエーション施設
貸付期間	平成 6 年 10 月（プール棟）、平成 7 年 9 月（ゲートボール棟）から自動更新
貸付料	無償（年間貸付料相当額 26,075 千円）
無償貸付けの根拠	国、都道府県、市町村その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき（財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号）

出所：環境生活企画室作成資料

公有財産を適正な対価なく貸し付けることは原則禁止される（地方自治法第 237 条第 2 項）が、例外的に無償又は低額貸付けを行うことができる（財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例第 4 条第 1 項）。

### 【現状の問題点（意見）】

無償貸付は例外的なものであるから、事業団に対する無償貸付けの適否が問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点から無償貸付けは適切である、とのことである。

- 貸付け先である事業団は県出資等法人であり「公共的団体」に該当すること
- 当該施設は、適正な産業廃棄物処理に対する理解を促進するとともに、地域住民等の福祉向上に寄与することを目的として整備、運営されるものであり、「財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例」第4条第1項に規定する「公共用に供する」ときに該当すること
- 当該施設は、産業廃棄物処理モデル施設整備事業に対する支援事業として、地元と県との合意形成の過程で要望され、整備した経緯があり、その観点からも無償とし、県の支援として継続することが適当であること

しかし、以下の点を考慮すると、無償貸付けとせず、原則的な取扱いである適正な対価による有償貸付けを検討することが重要と考える。

- 事業団は一般法人であること
- 当該施設整備の経緯を鑑みれば、事業団の廃棄物処理料収入で賄う性質のものと考えられること

### 【解決の方向性】

県出資等法人であっても、貸付け先の事業実態に着目し、例外的取扱いである無償貸付けの適否を審査する。

## (5) 県の事業リスク負担の明確化

休廃止鉱山鉱害防止事業に係る契約の状況（令和2年度）は以下のとおりである。

件名	旧松尾鉱山坑道(3m坑)暗渠排水管敷設及び分岐坑道埋戻し工事	旧松尾鉱山新中和処理施設原水受槽ほか耐震補強(建築)工事	旧松尾鉱山新中和処理施設維持管理業務委託
主な内容	施工延長1,744m、暗渠排水管敷設440m、路面整正950m <sup>3</sup> 、汚泥処理160m <sup>3</sup> 等	原水分配槽耐震補強工一式ほか	旧松尾鉱山の坑廃水処理に係る新中和処理施設の維持管理
契約方法	条件付一般競争入札	条件付一般競争入札	特命随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
予定価格(税抜)	331,439千円	33,950千円	591,032千円
契約先	梨子建設株式会社	東照建設株式会社	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
当初契約額(税込)	353,100千円	37,268千円	650,135千円
最終契約額(税込)	364,119千円	53,182千円	645,099千円
契約期間	令和2年5月8日～令和2年12月21日	令和2年7月1日～令和2年10月23日	令和2年4月1日～令和3年3月31日

出所：環境保全課作成資料

当該事業は旧松尾鉱山から発生する坑廃水を中和処理するため、国における以下の「了解事項」をもとに県の事業として実施しているものである。

北上川水質汚濁防止対策に係る新中和処理施設の維持管理について下記のとおり了解する。

記

北上川水質汚濁防止対策については、その重要性と緊急性にかんがみ、国と岩手県が協調して当たることを基本とし、

- (1) 新中和処理施設の維持管理は岩手県の依頼により、金属鉱業事業団が実施するものとする。
- (2) 次の事業については、岩手県の要請を受けて所管省において適切に対処するものとする。
  - ① 中和処理による沈殿物の処理対策
  - ② 旧松尾鉱山に係る坑内水の発生源対策
  - ③ 赤川水質保全対策

出所：了解事項（昭和 56 年 12 月 25 日林野庁林政部長、通商産業省立地公害局長、建設省河川局長、自治省財政局長、環境庁水質保全局長）

また、当該事業の関連施設（旧松尾鉱山鉱害防止施設）に係る個別施設計画については「添付資料 6. 個別施設計画（旧松尾鉱山鉱害防止施設）」を参照されたい。

### 【現状の問題点（意見）】

中和処理施設の老朽化が進んでおり、施設更新が想定されるものの、個別施設計画における更新計画が明らかではない。適時に必要な施設更新が行われないリスクが想定されるため、県において適切なリスク管理が行われているかどうかの問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 県には法律上の権限はなく、中和処理施設については五省庁会議における了解事項及び実施に関する基本方針のみで実施しているため、施設更新についても県が単独で計画し実施できない。県としては施設更新に向けた取り組みを始めており、五省庁等連絡会において、中和処理施設の更新を国に訴える等、施設のリスク管理については高い意識を持って実務を遂行している。
- 現在の実施予算の基である国庫補助事業制度には法律根拠がなく、国の財政事情に左右される脆弱な状況であることを踏まえ、全国金属鉱業振興対策協議会を通じ、あるいは政府要望により、法整備等を含めて恒久的で安定した財政制度の確立を毎年要望している。

県としてやむを得ない状況にあるとはいえ、県の事業リスク負担が不明確である現状は好ましくないと考える。

### 【解決の方向性】

県の事業リスク負担を明確にできるよう、国との協議を進める。この上で、県が負担する事業リスクに応じた対応計画を策定する。

**(6) 委託管理の十分性**

指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）捕獲等業務委託に係る契約の状況（令和2年度）は以下のとおりである。

委託業務名	令和2年度指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）捕獲等業務委託
主な内容	ニホンジカ及びイノシシによる農林業被害軽減、生息域の拡大抑制を図るための捕獲を委託
契約方法	特命随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
予定価格（税抜）	120,596千円
契約先	（公社）岩手県猟友会
当初契約額（税込）	132,550千円
最終契約額（税込）	138,531千円
委託期間	令和2年10月13日～令和3年3月19日

出所：自然保護課作成資料

本契約上、捕獲頭数が定められているが、捕獲の実施状況に鑑み、捕獲頭数に関する契約変更が行われている。

	当初契約	契約変更	業務完了実績
年月日	R2. 10. 13	R3. 2. 16	R3. 3. 19
シカ捕獲数	7,000頭（うち早池峰地域500頭）	7,550頭（うち早池峰地域500頭）	8,302頭（うち早池峰地域803頭）
イノシシ捕獲数	400頭	200頭	213頭
積算方法	県の会計年度任用職員給与（技能職）、過去3年の一日一人当たり捕獲数、捕獲及び処理に要する時間等から労務単価を算出し、間接的経費（安全講習実施経費、弾丸等消耗品費等）を加算		
契約額	132,550千円	138,531千円 （内訳） 県全域：124,165千円 早池峰：14,366千円	138,531千円

出所：自然保護課作成資料

ニホンジカ・イノシシの県内市町村別捕獲数の推移については「添付資料7. シカ・イノシシ捕獲数の推移」を参照されたい。



### 【現状の問題点（意見）】

個別検出事項「1（2）事業目的と成果指標の整合性」に記載のとおり、本件事業の目的は個体数の適正化や被害軽減と考えられるが、県全体の被害額は増加しているため、効果的な委託管理が行われているかどうか問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の実施により効果的な委託管理に努めている、とのことである。

- ▶ 直近数年の捕獲実績等を考慮のうえ、目標捕獲数を設定していること
- ▶ 具体的な捕獲計画については捕獲対象の生息や捕獲作業に精通している委託先に委ねているが、県では全体の目標捕獲数の他、特定地域（早池峰山周辺地域）を対象とした捕獲目標も設定していること

しかし、捕獲計画と捕獲実績についてのモニタリングが十分とはいえず、効果的な委託管理が行われているといえるか疑問である。

### 【解決の方向性】

より効果的な捕獲体制を確立するため、捕獲の方針決定に際しての委託先との協議や委託業務のモニタリングの充実を図る。

### (7)自治体間の連携方策の検討余地

今回の包括外部監査の対象とした下記委託契約は青森・岩手県境不法投棄事案に係る原状回復の一環で実施している事業である。

委託業務名	令和2年度岩手・青森県境不法投棄現場汚染水処理業務
主な内容	汚染水処理12ヶ月、汚染水処理設備運用1式、1.4-ジオキサン対策工1式
契約方法	一般競争入札
委託先	日本国土開発㈱
委託期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
最終契約額	238,636千円

出所：廃棄物特別対策室作成資料

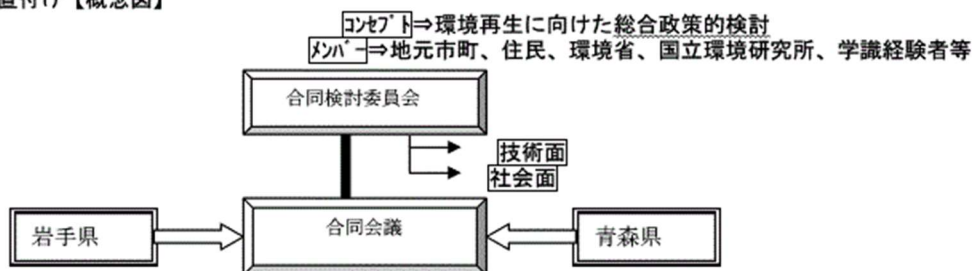
不法投棄現場は青森・岩手両県に跨っているものであるが、両県の対応は一体的に行うべきであるとの認識に立ち、当初、青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会が設置された。

## 青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会について

## 1 目的

不法投棄現場は青森・岩手両県に跨っているものであるが、両県の対策は一体的に行うべきであるとの認識に立ち、技術的側面のみならず社会経済的側面等をも含めた総合政策における両県の連携をより包括的に行い、現地の環境再生を図ることを目的とする。

## 2 位置付け【概念図】



## 3 合同会議での検討テーマ

最終テーマ→県境不法投棄現場の環境再生計画  
緊急度に応じて、個々のテーマについて、順次検討していく。

## 4 合同検討委員会での検討テーマ

合同会議が検討するテーマに関する調査・検討 → 合同会議に対して報告・提言等を行う。

## 5 検討事項の内容について

## (1) 技術面テーマ

環境再生に向けた技術的課題について

- ① 技術的手法について
- ② 調査について
- ③ 環境再生スケジュールについて

## (2) 社会面テーマ

環境再生に向けた社会的課題について

- ① 事業実施主体について
- ② 原因究明と責任の関係について
- ③ 費用の財源補填方法について
- ④ 住民参画について
- ⑤ 環境再生施策について

出所：青森県・岩手県境不法投棄事案に係る合同会議（平成 14 年 5 月 30 日）資料

平成 15 年 6 月に合同検討委員会から「現場の西側と東側では投棄された廃棄物の種類、量、有害性、投棄形態等が異なることから、それぞれの特性に応じた最も効果的な対策を講ずることとし、原状回復のために除去すべき廃棄物や対策方法については、技術部会の検討及び合同検討委員会の提言を踏まえて、両県がそれぞれの状況に応じて決定する。」との原状回復の基本方針が示された。

それから、(2)、検討事項でございますけれども、原状回復の基本方針について説明がありまして、東西両地域の地形、地質特性、廃棄物の種類、投棄量、投棄形態等が異なることから、それぞれの地域特性に合った対策をとることが合理的であるとの提言がなされたところでございます。

なお、地域特性に合った対策をとるとしても、両県は密接な連携のもとに事業を進めていく必要があるという提言もあわせてなされました。

出所：第 4 回合同検討委員会（平成 15 年 6 月 28 日）議事録

これを受けて、平成 16 年 1 月に環境大臣の同意を受けた「青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書」は岩手県エリアと青森県エリアに区分されたものになっており、両県が別々に法に基づく行政代執行を実施している。

また、代執行費用を徴収するための責任追及対象も同一になるが、責任追及事務に関する青森県との業務分担の状況は以下のとおりである。

責任追及の対象	責任追及事務の業務分担	
	青森県	岩手県
行為者	青森県が措置命令を発出。措置命令履行に相当する金額全てを求償し、財産の差押・換価により求償金を回収予定。	県が措置命令を発出。措置命令履行に相当する金額全てを求償し、財産の差押・換価により求償金を回収予定。
排出事業者	約 6,800 社（青森県、北海道、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県）	5,224 社（岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、香川県、愛媛県、福岡県）

出所：廃棄物特別対策室作成資料

県の説明によると、本件の責任追及の状況（令和 2 年度までの累計額）は以下のとおりである。

- 原因者に対する納付命令 約 23,431 百万円
- 回収は約 861 百万円相当（うち原因者 261 百万円相当、排出事業者 600 百万円相当）

地方自治法では「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」（地方自治法第 2 条第 15 号）との基本原則が示されている。また、行政代執行では、「行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。」としている。

### 【現状の問題点（意見）】

青森県側、岩手県側の両地域の地形地質特性、廃棄物の種類、投棄量、投棄形態が異なることから、地域特性に合った対策をとることが合理的であるとの提言がなされたが、一方で、「地域特性に合った対策をとるとしても、両県は密接な連携のもとに事業を進めていく必要がある」との提言もなされているため、組織運営の合理化・規模の適正化の観点から、県の対応状況の適切性が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 最終的な合同検討委員会報告（平成 15 年）では、今後、新たな組織を各々の県で設置して、具体の対策等を検討することとされたため、その報告に基づき原状回復対策協議会を設置し、対策を検討し実施している。
- 青森県とは、工事の進捗状況や環境モニタリング結果等の情報共有、施工の際の適時適切な調整など、必要な連携を行っている。
- 排出事業者等の責任追及事務については当初、両県連名による報告徴収を実施していた

が、迅速化及び効率化の観点から、両県協議及び環境省見解により 2001 年 3 月から両県が排出事業者を分担（排出事業者が所在する都道府県単位で分担）して責任追及を進めることとされた。これにより、両県が同一の排出事業者に別個に命令等を発する等の事態を避けることができることとなった。

- 本事案は行政代執行であるが、行政代執行による強制実現が許される義務は、法律が直接行為を命じた結果による義務であるかまたは行政庁（県）が法律に基づき行為を命じた義務に限定される。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政代執行であるため、同法に基づき命じた義務（二戸保健所長が指定した二戸市内の区域内の廃棄物を撤去し、原状に回復すること）の範囲を超える代執行は不可能である。よって、例えば、「原状回復工事等を県と青森県が別々の事業者と契約せず、同一事業者と契約する」や「排出事業者の責任追及事務を県と青森県が業務分担せず、一体的に実施する」といった行為は、代執行の範囲を超えており、不可能である。
- また、行政代執行をすることができるのは、当該処分行政庁である。

しかし、組織運営の合理化・規模の適正化の観点から、以下の現行方式に実質的な意義があるといえるか疑問である。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき命じた原状回復命令の区域の範囲内で、法に基づき代執行を実施するとはいえ、1 つの不法投棄現場を両県が別々の事業者と契約し、原状回復工事を実施すること
- 国（環境省）の主導により、両県が同一の排出事業者に別個に命令等を発する等の事態を避け、迅速化及び効率化を図っているとはいえ、排出事業者の責任追及事務を所在地別に区分して両県が別々に実施すること

### 【解決の方向性】

自治体間の連携方策の可能性が考えられる事案については、組織運営の合理化・規模の適正化の観点から、県単独方式とのメリット比較を検討し、検討結果の記録を保管する。

### 3 補助金

負担金、補助金及び交付金の内訳（令和2年度）は以下のとおりである。

所管室課	補助事業名	交付先	補助金額 (千円)	監査 対象
環境生活企画室	三陸ジオパーク推進協議会負担金	三陸ジオパーク推進協議会	6,000	●
自然保護課	自然環境整備事業費補助金	宮古市	46,053	
廃棄物特別対策 室	施設整備事業費補助	事業団	354,875	●
	その他		151,461	
		合計	558,389	

出所：監査対象室課作成資料

#### (1)収益事業に対する補助

事業団に交付している一般財団法人クリーンいわて事業団施設整備事業費補助（令和2年度交付額 354,875 千円）の概要は以下のとおりである。

事業内容	公共関与型産業廃棄物管理型最終処分場の事業主体である事業団が八幡平市平館地内で行う施設整備事業に要する経費
補助対象経費	施設整備事業を行うために必要な工事費及び事務費
補助率	補助対象経費の1/4以内

出所：一般財団法人クリーンいわて事業団施設整備事業費補助金交付要綱

次期処分場施設整備に係る補助金交付決定の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

	令和2年度
廃棄物処理施設国庫補助金	354,875
廃棄物処理施設岩手県補助金	354,875
合計	709,750

出所：事業団作成資料

一方、事業団の長期収支計画によると、次期最終処分場の全事業期間を通じた資金収支は1,617百万円と見込まれている。事業団の長期収支計画については「添付資9.事業団の長期収支計画」を参照されたいが、このうち、補助金等収入の内訳は以下のとおりである。

(百万円)

		整備工事 (第Ⅰ期)	第Ⅱ期	第Ⅲ期	合計
補助金等収入	国	2,643	1,143	1,240	7,669
	県	2,643			
上記に係る 要綱	国	有	無	無	
	県	有	無	無	

出所：事業団作成資料

### 【現状の問題点（意見）】

事業団の長期収支計画、次期最終処分場に事業採算性が見込まれるため、施設整備費補助に対する公益上の必要性が認められるかどうか問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点から公益上の必要性を認め補助した、とのことである。

- 事業団の長期収支計画における事業収支は、総務部と協議・決定した金利、埋立収入や運営費等による収支、公租公課等をもとに事業終了後までの長期にわたるシミュレーションをもとに算定したものであり、将来的な金利の上昇や収入不足の見通し等の様々な条件による変化に対応し、事業団の運営に起こりうる不測の事態を想定した運営を行えるよう埋立終了後の繰越金をプラスとしているもの。
- 将来的な廃棄物処理料金の値上げの抑制による産業振興（排出事業者への還元）や安定的な法人運営に寄与する観点から、施設整備費補助に対する公益上の必要性が認められる。
- 事業費の財源の一部として、国からの補助金を見込んでいる。
- 県が国と同額の補助金を交付することが、国の交付金（廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）交付金）の交付要件となっている。県の補助金交付要綱上、県上乗せ分の補助金交付まで想定していない。

しかし、補助金交付要綱上、補助対象経費が「施設整備事業を行うために必要な工事費及び事務費」と定められているため、県上乗せ分の補助金交付まで想定されていないとは言い切れない状況にある。

### 【解決の方向性】

事業団の長期収支計画では、次期最終処分場の全事業期間を通じた資金収支が 1,617 百万円と見込まれていることを考慮し、補助金額に対する審査を厳正に実施する。

また、事業団の説明によると、事業団では令和 3 年度から廃棄物処理事業の経理区分（現在供用中の最終処分場、次期最終処分場）を実施しているため、県出資等法人のモニタリングにおいて経理区分の適切性に留意する。

## (2)事業効果の検証の十分性

県では「再生可能エネルギー設備導入等推進基金」を活用し、防災拠点等への再生可能エネルギー設備導入事業を実施している。当該基金事業の執行状況は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
地域	5	8	8	8	2	2	2	2	2	44
公共	995	2,376	2,377	3,695	90	390	451	306	185	10,868
民間	-	132	50	-	-	-	-	-	-	183
合計	1,001	2,517	2,437	3,704	93	392	454	309	188	11,095

出所：環境生活企画室作成資料

(注)「地域」は地域資源活用詳細調査事業、「公共」は公共施設再生可能エネルギー等導入事業、「民間」は民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業を表す。

本件事業に係る事業効果の把握や計画の成果目標について、以下の説明がなされている。

### 第8 事業効果の把握

道県等（第6の規定により市町村補助事業を実施する場合には市町村。以下同じ）は、事業の実施による以下に定める事業効果のほか関連する効果を把握するものとする。

- (1) 再生可能エネルギー等導入推進事業
  - ① 導入した再生可能エネルギー等による発電量等
  - ② 防災拠点における再生可能エネルギーの普及率
- (2) 災害等廃棄物処理事業
  - ① 災害廃棄物の処理量

出所：再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業及び災害等廃棄物処理基金事業実施要領（平成28年1月21日一部改正 環境省）

### 計画の成果目標

(成果目標)

※成果指標は、実施要領第8で定める指標のほかに、各自治体が現状分析や課題を踏まえて、地域の実情を踏まえて、本基金を活用して実施した事業評価ができるような指標を複数設定する。（中略）

※成果指標は、設定した成果指標を踏まえて、本基金の実施期限までに達成する目標値を設定する。当該目標値は、基金を造成するための補助金を交付する前提となるものであり、厳に達成をしていただく必要があることから、事業規模に見合った目標値を設定して下さい。

出所：再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業及び災害等廃棄物処理基金事業実施要領様式（平成28年1月21日一部改正 環境省）

本件事業は令和2年度に終了したが、計画の成果目標と実績の状況は以下のとおりである。

	単位	当初計画	変更計画	R2 実績
策定期期		H24	H31	—
目標年次		H27	R2	—
事業費	百万円	13,997	11,399	11,095
成果指標	対象施設数	箇所	454	329
	目標に対する導入割合	%	25.5	16.8
	再エネ発電量	kWh	5,790,408	3,594,455
	再エネ発電設備の定格出力	kW	5,406	3,478
	CO2 削減量	t-CO2	9,403	3,962
	補助金所要額効果	千円/t-CO2	1,489	2,911

出所：環境生活企画室作成資料

(注) CO2 削減量のうち、熱利用施設に係る CO2 削減量は旧設備の燃料種と燃料使用量から旧設備の CO2 排出量としている。

また、岩手県内の災害時に停電が生じた地域における太陽光発電設備（本件事業で整備）による稼働状況は以下のとおりである。

災害	市町村	施設名	当該設備の稼働状況
台風 10 号(平成 28 年 8 月)	岩泉町	岩泉町立図書	稼働
		岩泉町海洋センター	稼働
		岩泉町民会館	稼働
台風 19 号(令和元年 10 月)	宮古市	グリーンピア三陸みやこ	稼働
		崎山出張所	稼働

出所：環境生活企画室作成資料

(注) 災害時に避難所を開設した施設に限る。

### 【現状の問題点（意見）】

本件事業では計画の成果目標が掲げられているため、計画と実績の比較検討による事業効果の検証が行われているかどうか問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点から事業効果の検証を適切に実施している、とのことである。

- 本件事業では毎年度、計画の成果目標と実績の比較検討を含めて国に実績報告していること
- CO2 削減量の実績が当初計画比で 4.9 倍になっているのは、熱利用施設（対象施設数 11 施設）の CO2 削減量（44,332t-CO2）が当初計画値の想定よりも大きくなった事情によるものであること
- 熱利用施設に係る CO2 削減量を含む事業効果は、環境省のマニュアルに沿って算定していること



しかし、対象施設数が全体の3%（11/329施設）に過ぎない熱利用施設が、事業効果であるCO2削減量全体の97%（44,332/45,840 t-CO2）を占めているのは不自然と考えられるため、計画の成果目標と実績の比較分析による事業効果の検証が十分に実施されているといえるか疑問である。

### 【解決の方向性】

計画の成果目標と実績の乖離が大きい事項については、実績データの正確性を含めて十分に確認のうえ、事業効果を検証する。

### (3) 県と協議会との契約関係

三陸ジオパーク推進協議会負担金（令和2年度6,000千円）は、県及び関係地方公共団体等の構成団体がいわゆる協議会方式で組成した三陸ジオパーク推進協議会（以下、「協議会」という。）に対して負担金を支出したものである。協議会の活動財源は、県及び関係地方公共団体等からの負担金で賄われているが、協議会の決算（令和2年度）は以下のとおりである。

（単位：千円）

科目	決算額	備考
負担金	12,400	岩手県6,000、青森県750、7市3,500、6町1,500、3村450 1公益財団法人200
諸収入	54	
前年度繰越金	839	
収入合計	13,293	
事業費	8,118	ジオパーク教育の推進3,956、ジオパークを活用した地域振興2,776、その他1,385
運営費	1,596	事務局活動費
支出合計	9,715	
差引	3,577	次年度繰越金

出所：環境生活企画室作成資料

協議会の法的性質については、民法上の組合と権利能力なき社団が存在するが、後者については、「権利能力のない社団と云うためには、団体としての組織をそなえ、そこには多数決の原則が行なわれ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、しかしてその組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならないのである。」（最高裁判所第一小法廷昭和39年10月15日判決）とされている。

### 【現状の問題点（指摘）】

負担金は法令または契約等によって地方公共団体が負担するものであるが、今回の監査対象となった協議会に対する負担金に法令上の根拠がないため、県が協議会に支出する負担金の契約関係が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 協議会の法的性質は権利能力なき社団と認識している。
- 県が参画する協議会の総会において、予算承認の議案に対し、県を含む各構成団体が負担金の支出に同意したことにより、各構成団体と協議会との合意が成立したものである。このことから、県の負担額は明確化されており、また、県が参画する協議会であることをもって、契約書の作成を省略し、協議会に負担金を支出したものである。
- 本件契約については、会計規則第 110 条第 1 項第 4 号「官公署と契約するとき」の規定に準じて、契約書の作成を省略した。

しかし、以下の点を考慮すると、県と協議会の間で契約書締結がないまま負担金を支出するのは不適切と考える。

- 協議会は、国や地方公共団体以外の構成者が存在するため、契約書の作成を省略できる場合として会計規則に定める「官公署との契約」に該当するか疑問であること
- 県が負担する事業リスクの範囲が明らかでないこと

### 【解決の方向性】

県と協議会の間で契約書を締結し、事業リスクの負担関係（他の構成団体を含む）や負担金支出の根拠を明確にする。

#### 4 出資法人管理

県では、県出資等法人の自律的経営を促進するとともに、県出資等法人が効率的に、より質の高いサービスを提供すること、並びにその経営が将来にわたって県の負担を招くことのないよう、経営状況を的確に把握し、課題の解決を図ることを目的として、毎年度、県出資等法人の運営状況を評価するものとされている（県出資等法人指導監督要綱第8条第1項）。

今回の監査対象である事業団の概要、出資法人運営評価結果及び長期収支計画については「添付資料8. 事業団の運用評価結果」「添付資料9. 事業団の長期収支計画」を参照されたい。

##### (1) 代替性評価の十分性

「民間にできるものは民間に」の基本的な考え方のもと、県の出資法人管理においても出資法人が担う事業に対する民間との代替性の点検が求められている。

###### ウ 法人の役割等の継続的な確認

- ・ 民間団体との代替性及び役割分担の点検、県が直接事業を実施する場合との比較を行い、県民へのサービス提供を担う事業主体としての法人の適切性について確認します。
- ・ 法人の役割や県施策との連携・協働のあり方については、県施策の方向性、社会経済情勢など法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、質の高いサービスを提供するため継続的に確認します。
- ・ 県の施策推進における法人の役割が極めて低くなった場合など、県として出資を継続する意義が薄れた法人については、経営状況や他の出資者等に十分配慮しながら出資の引揚げ等の検討を行います。

出所：岩手県出資等法人連携・協働指針（令和2年2月 岩手県）

事業団の運営評価において、事業団の事業は民間との代替性が困難との評価が行われている。

##### (2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	当法人は、産業廃棄物処理のモデル施設として、民間誘導の役割を担ってきているが、管理型最終処分場については民間企業による整備がまだ困難な状況にあり、管理型産業廃棄物については新たに最終処分場を整備し、廃棄物処理事業を継続していくこととしている。
所管部局	管理型産業廃棄物最終処分場は、本来、産業廃棄物の処理責任を有する民間が整備するものだが、過去に産業廃棄物の不適正処理が数多く発生したため、民間による新規整備がほとんど進まなくなった。そこで、公共の信用力、安全性等を活用した管理型処分場の整備が必要となった。このような状況の下、本県唯一の管理型処分場である「いわてクリーンセンター」は、公共関与型最終処分場として適正な管理運営の下、地域の安心安全と本県の産業活動の振興に貢献している。

出所：令和3年度岩手県出資等法人運営評価レポート個別法人編（令和3年9月 総務部）

また、事業団では法人を取り巻く経営環境の分析と対応策について以下のように整理している。

	環境要因	主な傾向・状況の説明	対応策
機会	事実上、県内唯一の管理型最終処分場の運営	県内の管理型最終処分場受入容量における事業団のシェアは 96%である。	関係法令に基づき廃棄物の適正処理を推進する。
	いわてクリーンセンターの後継となる次期最終処分場の着実な整備	平成 29 年度に「廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）交付金」制度が創設された。	「廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）交付金」を活用して、次期最終処分場整備を推進する。
脅威	県内で排出される産業廃棄物の最終処分量の減少	最終処分量について、平成 30 年度：88 千トンから 2024 年度：78 千トンに減少していくと予測されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物のリサイクル動向を把握し、経営計画に反映させる。</li> <li>・適正なりサイクルの普及、啓発を行う。</li> </ul>
	福島第一原発事故による放射性物質により汚染された廃棄物の埋立管理	放射性物質汚染の影響は減少傾向であるが、長期間続くものと見込まれる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質汚染対処特措法等に基づく適正な処理及び施設の維持管理を行う。</li> <li>・放射線量等測定結果を定期的に公表・提供する。</li> </ul>
	施設周辺住民との継続的な信頼関係の構築	処分場の運営・維持管理に対して、施設周辺の方々の中には不安を抱いている方もいると思われる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な意見交換を実施する。</li> <li>・施設の公開（見学会）を行う。</li> <li>・処分場の運営・維持管理等に関する情報を定期的に公表・提供する。</li> </ul>
強み	廃棄物処理収入の推移	県内の管理型最終処分場受入容量における事業団のシェアは 96%であり、この傾向は当分続くものと想定される。	埋立終了と将来の処分場廃止を見据えながら、長期経営計画を随時見直し、的確な資金管理を行う。
	管理型最終処分場の運営、維持管理に関するノウハウの蓄積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開業（平成 7 年 9 月）以来の運営・維持管理に関するデータ、職員の経験・知見を保有している。</li> <li>・環境配慮活動（ISO14001）の取り組みが定着した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでに蓄積された運営、維持管理に関するノウハウ（データ・経験・知見）を活かして事業者等への受入れ指導を行うとともに、情報提供等を通じて廃棄物の適正処理の啓発を行う。</li> <li>・事業団独自の設定による環境配慮活動（EMS）に取り組んでいる。</li> </ul>
	処分場施設及び周辺での積極的な自然環境の保全の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分場内に自生する希少植物の保護に努めている。</li> <li>・施設整備時に移植した樹木（整備地に自生していたもの）の管理に努めている。</li> <li>・施設周辺道路等の環境美化に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少植物（ビオトープ）観察会を開催するとともに、希少植物の保護・保全に取り組む。</li> <li>・施設及び周辺の自然環境の保全に取り組む。</li> </ul>

	環境要因	主な傾向・状況の説明	対応策
弱み	次期最終処分場の整備に係る体制（人）及び財源の確保	・次期最終処分場の整備を着実にを行うための体制（人）が必要である。 ・同整備に係る全体事業費は大規模である。	・次期最終処分場の整備に係る人員の継続した確保を岩手県に要請する。 ・廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）交付金を活用し、岩手県からの借入金を抑制する。
	将来のリスク（突発的な事故等）の低減	いわてクリーンセンターの埋立終了、廃止に向けた適切な維持管理、設備投資が必要である。	・施設設備の定期的な保守点検の励行 ・将来のリスクを想定した資金管理（長期借入金残高の縮減、計画的なリスク資金の確保など）に努める。

出所：県出資等法人に係る中期経営計画（令和元年度～令和4年度）

### 【現状の問題点（意見）】

個別検出事項「2（2）PFI 導入検討の十分性」に記載のとおり、新処分場整備計画において PFI 方式と県出資法人方式の比較検討が十分に行われていない。PFI 方式は公共関与を確保しつつ、民間活用する方式と考えられるため、PFI 導入検討が十分に行われていないことは、結果的に代替性の検討も不十分であったことと同義と考える。

実際、事業団の中期経営計画上の環境分析に対する包括外部監査人の所見は以下のとおりであり、PFI 方式と比較し、事業団の優位性は明らかではない。

	環境要因	包括外部監査人の所見
強み	管理型最終処分場の運営、維持管理に関するノウハウの蓄積	個別検出事項「4（6）引当金の計上方法」や「4（7）減価償却費の計上方法」に記載のとおり、事業団の財務諸表上、財務の健全性に係る課題が認められるため、民間と比較し、事業団の優位性が明らかではない。
弱み	次期最終処分場の整備に係る体制（人）及び財源の確保	PFI 方式では民間事業者が人材、資金を確保することが想定されるため、人材、資金の確保を弱みと識別している事業団の優位性は認められない。
機会	いわてクリーンセンターの後継となる次期最終処分場の着実な整備	次期最終処分場の事業主体決定プロセスにおいて、事業団の優位性を評価した根拠が明らかでない点は、個別検出事項「2（2）PFI 導入検討の十分性」に記載のとおりである。
脅威	施設周辺住民との継続的な信頼関係の構築	左記は本来、PFI 方式と比較し事業団の優位性を強みとして捉えるべき性質のものと考えられるため、これを「脅威」を捉えている事業団に PFI 方式より優位にあるとは考え難い。 もとより、次期最終処分場整備への PFI 導入は本来、事業団の「脅威」になり得るが、これを脅威と識別せず、中期経営計画の経営改善施策に反映されていないため、事業団の自律的マネジメントが促進されていたとは認められない。

### 【解決の方向性】

多様な PPP/PFI 手法の導入が増えている点に留意し、出資等法人の代替性評価の見直し要否を継続的に検討し、県出資等法人運営評価の実効性の向上を図る。

## (2)職員派遣の必要性

事業団における県派遣職員の状況（令和2年7月1日現在）は以下のとおりである。

職名	人数	派遣職員の業務	明文化した派遣要請
事務局長	1	事業団の運營業務	無
課長代理	2	次期処分場施設整備 の関連業務	有
主任	2		
合計	5		

出所：資源循環推進課作成資料

県の説明によると、県から事業団への職員派遣については、事業団からの誘因によるものではなく、事業団が公共目的を実現するために設立された一般財団法人であることなどから、事業団と県が協議の上、お互いの同意の元に決定している、とのことである。

一方、県では、県出資等法人に対する県関与の適正化を図る方針を示しており（県出資等法人指導監督要綱第12条）、県派遣職員の適正化に配慮しているとの説明がなされている。

《県職員派遣等は適正化に配慮する方針を継続》

県派遣職員については、県と法人の役割分担の明確化や法人の自立的経営の観点から、適正化に配慮して行っています。

また、法人役員への県職員の就任については、法人に県施策推進上の役割を十分に果たしてもらう上で、所管部局における指導監督のみでは十分でないため、法人運営に役員として直接参画する必要がある場合に限り行っています。

出所：令和2年度岩手県出資等法人運営評価レポート（令和2年9月 総務部）

### 【現状の問題点（意見）】

県は事業団に多くの職員を派遣しているため、職員派遣の必要性が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 県政を推進する上で、事業団との事業連携を図るために必要な職員派遣である。
- 現在の事業団への職員派遣が適正化に配慮されている点は県出資等法人管理の所管課（行政経営推進課）の確認を受けている。

しかし、以下の点を考慮すると、県の基本方針である「適正化に配慮」がなされているとはいえない。

- 個別検出事項「2（2）PFI導入検討の十分性」に記載のとおり、新処分場整備計画においてPFI方式と県出資法人方式の比較検討が十分に行われていない。PFI方式の場合であっても、県が契約事業者（民間事業者）に対して同様の職員派遣を行う必要性が認められるか疑問であること
- 事業団の事務局長としての職員派遣については事業団から明文化した派遣要請に基づいたものではないため、派遣先である事業団において、派遣の必要性に関する経営意思決定の手續が不明確であること

### 【解決の方向性】

「適正化に配慮」という県の基本方針のもと、職員派遣の必要性に関する審査を行う。

### (3)派遣職員の人件費負担

事業団への県派遣職員について、県の人件費負担の状況（令和2年度）は以下のとおりである。

配置部署	対象者（人）	県の人件費負担（千円）	従事業務の内容
事務局長 施設整備課	5	31,447	事業団の管理運営全般 次期処分場施設整備の関連業務

出所：資源循環推進課・廃棄物特別対策室作成資料

県の説明によると、県派遣職員における、通勤手当、超過勤務手当等の実費弁償的な手当及び共済費は派遣先（事業団）が負担し、それ以外の部分（給与、期末勤勉手当等の諸手当）を派遣元（県）が負担しているが、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき適切なものである、とのことである。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）では、派遣職員が専ら派遣先の業務に従事することから、原則として、地方公共団体は派遣職員にはその派遣期間中の給与を支給しないものとされている。

#### （派遣職員の給与）

第6条 派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。

2 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。

出所：派遣法

### 【現状の問題点（意見）】

派遣元である県が派遣職員の人件費を負担するのは例外的取扱いであるから、県の人件費負担の適切性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点から県が人件費負担することは適切である、とのことである。

- 事業団の事務局長の従事業務は事業の総合調整等の業務を通じ、県と事業団の事業連携を図っているものであり、派遣法第6条第2項に該当すること
- 次期処分場整備業務は供用開始まで事業収益がないため、事業団の安定的な事業運営に配慮する必要があること
- 当該派遣職員の人件費を県が負担することに問題ない点は県出資等法人管理の所管課（行政経営推進課）の確認を受けている。

しかし、以下の点を考慮すると、事業団への派遣職員の人件費負担まで派遣法の例外規定に該当するとの判断根拠が不明確である。

- ▶ 派遣職員の従事業務の大半が事業団の収益事業に関わるものであるため、当該人件費は事業団の事業収益（廃棄物処理委託料）で賄う性質のものとも考えられること
- ▶ 事業団の長期資金計画上、次期最終処分場の全事業期間を通じた資金収支は1,617百万円であり、事業の採算性が見込まれること
- ▶ 個別検出事項「2（2）PFI導入検討の十分性」に記載したとおり、次期最終処分場の事業主体を事業団とする合理的根拠が明らかではないが、PFI方式により民間事業者が実施する場合においても県が同様の措置を講ずるとは想定されないこと

### 【解決の方向性】

出資等法人の事業の代替性を考慮し、派遣職員の人件費負担の適否を検討する。

事業団については民間との代替性が認められる場合、派遣職員の人件費は派遣法の原則どおり派遣先（事業団）が負担する。

### （4）無償による業務支援

事業団への県派遣職員の他、事業団からの要請に基づき、「公共関与型産業廃棄物最終処分場整備に係る業務支援に従事する職員に関する協定」を締結し、県職員5名が事業団業務に従事している。当該業務従事の状態（令和2年度）は以下のとおりである。

県の所属	職名	全業務時間に対する職専免時間の割合	事業団の施設整備課における職名
廃棄物特別対策室	施設整備課長	17%	課長
	主任主査	20%	課長代理
	主任主査	33%	課長代理
	主査	4%	主査
	主任	4%	主任

出所：廃棄物特別対策室作成資料

（注1）対象者の給与は県が負担するため、県では当該業務従事を職務専念義務免除として取り扱っている。

県では「法人が安易に県からの出資等、補助や職員派遣といった県民の資源の投入に依存することがないように、自律的な運営を促していく必要があります」（「岩手県出資等法人連携・協働指針」（令和2年2月岩手県））との課題認識を掲げている。

### 【現状の問題点（意見）】

上記の県職員は事業団の業務に従事しているため、無償による業務支援の妥当性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点から、派遣職員に係る人件費の県負担と同様、適切なものである、とのことである。

- ▶ 本事業は、県の施策である産業廃棄物の適正処理及び自県（圏）内処理を推進するための



ものであり、事業団は処分場整備に関し環境省・県から補助金交付を受けており、県行政としての関与・参画や指導監督の必要性からの兼務であり、無償による業務支援ではないこと

- ▶ 派遣法において、兼務を禁止している規定はなく、県と事業団との協定（次期産業廃棄物最終処分場整備に係る業務支援に従事する職員に関する協定）に基づき適切に従事していること
- ▶ 業務支援の対価は、将来的な廃棄物処理料金の値上げの抑制による産業振興（排出事業者への還元）や安定的な法人運営に寄与することと認識している。
- ▶ 兼務職員の人件費を全て県が負担することに問題ない点は県出資等法人管理の所管課（行政経営推進課）の確認を受けている。

しかし、業務従事の違い（専従か兼務か）以外に実質的な相違がなく、無償による業務支援は派遣法の規定の趣旨に反するおそれが考えられる。よって、個別検出事項「4（3）派遣職員の人件費負担」と同様、無償による業務支援の妥当性の判断根拠は不明確である。

#### 【解決の方向性】

出資等法人の事業の代替性を考慮し、業務支援に係る対価負担の適否を検討する。

個別検出事項「2（2）PFI 導入検討の十分性」や「4（1）代替性評価の十分性」に記載のとおり、事業団と民間の代替性評価が不明確であることを念頭に、事業団に民間との代替性が認められる場合、無償ではなく、県が適正な対価を受領する仕組みとする。

#### (5)無償取引の情報開示

県では、県出資等法人に対する財政的関与の適正化や情報開示の必要性に関する説明がなされている。

##### （県関与の適正化）

第12条 所管部局長は、県出資等法人に対する県の財政的関与及び人的関与について、県出資等法人の県施策推進上の役割や存在意義、自立的経営や経営責任の明確化などの観点から、その必要性及び妥当性を十分に検討し、一層の適正化を図るものとする。

出所：県出資等法人指導監督要綱（平成21年3月25日一部改正）

##### 《財政的関与の適正化》

法人への県の財政的関与については、法人が県の施策推進における役割を果たす上で真に必要なものか、法人の自助努力は十分かを検証し、適正な関与を継続します。

また、県出資等法人と委託契約を締結する際は、契約相手の選定手続の妥当性（随意契約による手続きをとる場合はその理由の妥当性）を十分検証した上で適切に対応するよう留意します。

##### 《県民の理解と信頼確保の観点からの公開必要性》

県出資等法人は公共的性格を有し、財政基盤が県民の負担によって維持されていることなどを踏まえ、県民の理解と信頼を確保する観点から、県出資等法人に関する情報が、個人情報保護など特別の支障があるものを除いて、県民に分かりやすく、入手しやすい方法で「迅

速、公平、正確」に提供されている必要があります。また、情報公開は法人の経営に対する県民によるチェックの機能も果たしています。

出所：令和2年度岩手県出資等法人運営評価レポート（令和2年9月 総務部）

県では、出資等法人に関する情報公開の推進の方針が示されている。

#### 【取組4】情報公開の推進

##### 1 目指す姿

- ・ 法人の役割、事業内容、事業実施状況、県の関与の状況等、法人の運営に関する情報が、個人情報保護など特別の支障がある場合を除き、県民に分かりやすく、入手しやすい方法で提供されています。
- ・ 情報公開が、法人の運営及び経営に関する県民のチェック機能を果たしています。

出所：岩手県出資等法人連携・協働指針（令和2年2月 岩手県）

#### 【現状の問題点（意見）】

出資法人の運営評価に係る「県の財政的関与」欄には、貸付金、損失補償、補助金は開示されているものの、職員派遣人件費の県負担等、無償取引に関する情報開示が行われていない。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 県から出資等法人への派遣職員の給与は、法令等に基づき、委託業務等、その実施により県の事務事業の効率的・効果的な実施が図られるものに従事させる場合に給与を支給しているものであり、この派遣職員の給与は、出資等法人への支援的性格または対価的性格を有しないため、出資等法人との財政的関与や取引に該当しない。
- 県が人件費負担している県派遣職員については運営評価シート上、該当人数を記載しており、必要な情報開示を行っている。
- 情報公開の推進の観点でも、無償取引に関する情報開示の必要がない点は、県出資等法人管理の所管課（行政経営推進課）の確認を受けている。

しかし、県と事業団の間で以下のような無償取引が存在する点を考慮すれば、無償取引に関する情報の未開示は情報公開の推進という県の基本方針と整合しているとは言い難い。

無償取引の内容(令和2年度)	運営評価シート上の情報開示の内容	関連する個別検出事項
無利子貸付（無利子貸付残高 308,236 千円）	無利子貸付を行っている旨	2 (3) 無利子貸付
無償貸付け（貸付料相当額 26,075 千円）	未開示	2 (4) 無償貸付け
派遣職員の人件費負担（県負担額 31,447 千円）	県が人件費負担する派遣職員 5 人	4 (3) 派遣職員の人件費負担
無償による業務支援（県職員の兼務 5 人）	未開示	4 (4) 無償による業務支援

### 【解決の方向性】

県が以下のような課題を認識していることを踏まえ、運営評価シートにおいて県との無償取引に関する情報を開示する。

#### (3) 継続的な運営改善

県と法人は、平成 15 年度から平成 22 年度にかけて集中的な改革・改善を実施し、経営上の問題がある法人については廃止・出資引揚げ等の改革を行うとともに、経営改善を継続的に実施するため運営評価制度を導入しました。

法人が経営状況の悪化などにより結果として過大な県民負担を招くおそれが生じないよう、運営評価制度の活用などにより健全経営を維持・確保していくことが求められます。

また、法人が安易に県からの出資等、補助や職員派遣といった県民の資源の投入に依存することがないよう、自律的な運営を促していく必要があります。

出所：岩手県出資等法人連携・協働指針（令和 2 年 2 月 岩手県）

### (6) 引当金の計上方法

事業団の貸借対照表に計上されている引当金の明細は以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	5,449	5,448	209	5,240	5,448
賞与引当金	2,080	3,252	1,904	175	3,252
電気伝導率対策引当金	25,047	-	-	-	25,047
退職給付引当金	27,633	1,705	15,658	-	13,680
特定災害防止準備金	1,506,028	250,000	-	-	1,756,028

出所：事業団の附属明細書（令和 2 年度）

このうち、特定災害防止準備金について、維持管理費用の必要見積額に対する特定災害防止準備金の割合（令和 2 年度末現在）は 63%である。

項目	維持管理費用（千円）	備考
埋立終了時費用	116,890	令和 5 年度、15 年度
埋立終了～廃止までの期間の費用	2,453,286	令和 5～15 年度
廃止時の費用	197,080	令和 16 年度
必要見積額の合計	2,767,256	a
特定災害防止準備金	1,756,028	b
b/a	63%	

出所：事業団作成資料

### 【現状の問題点（意見）】

財務諸表に対する注記事項の1つである重要な会計方針に「引当金の計上基準」があるが、その中に特定災害防止準備金に関する記載がない。埋立終了後に発生する維持管理費は、埋立期間中の収益で賄う性質の費用と考えられるため、事業団の会計上、費用収益対応の観点から、引当金の計上方法の妥当性が問題となる。

この点につき、事業団の説明によると、以下の点から引当金は適切に計上している、とのことである。

- 埋立進捗率（約86%）と必要額に対する引当計上割合（63%）に乖離が生じている主要因は、令和元年度に必要な見積額を1,638,524千円から2,767,256千円に見直した影響であるが、令和2年度から毎年250,000千円を引当計上することで埋立終了予定年度（令和6年度）までに必要額を引当計上予定であること
- 「最終処分場維持管理積立金に係る維持管理費用算定ガイドライン」（環境省）の算定基準に基づき必要見積額を算出していること
- 引当金の計上方法は、「一般廃棄物会計基準」（平成19年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）に準拠し、最終処分場の想定耐用年数にわたる期間定額で計上していること

しかし、令和元年度における必要見積額の見直しの合理性や適時性が不明確であるため、当該見直しが「誤謬の修正」か「会計上の見積りの変更」かの判断が困難である。埋立進捗率（86%）と必要額に対する引当計上割合（63%）の乖離の合理的根拠を確認できないため、事業団の財務諸表上、引当金の計上不足を否定できない。

### 【解決の方向性】

「引当金の計上基準」において、特定災害防止準備金に係る計上基準を記載する。

また、会計上の見積りの変更に際して、変更の適時性や合理性に関する根拠資料を整備、保管する。

### (7)減価償却費の計上方法

事業団における重要な会計方針として、「固定資産の減価償却は、定額法によっているが、第Ⅱ期最終処分場の擁壁・えん堤等は、埋立量を算定基準として生産高比例法によっている。」とされている。事業団の有形固定資産の明細（令和2年度）は以下のとおりである。

（単位：千円）

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
管理施設	321,279	172,618	148,660
防災調整池施設	284,679	196,983	87,695
埋立処分場	491,231	415,055	76,175
放流管設備	218,253	192,748	25,504
ロードヒーティング設備	36,604	36,510	94
水質監視井戸設備	5,897	5,897	0
保管庫	83,203	44,022	39,180
周辺設備外灯設備	21,892	21,892	0
公園等付帯設備	144,125	140,020	4,105
水処理施設	659,553	572,721	86,832
第Ⅱ期最終処分場	3,493,054	2,547,969	945,085
第Ⅱ期浸出水処理施設	1,414,099	1,085,970	328,129
車両運搬具	57,253	39,226	18,027
什器備品	17,588	15,252	2,335
有形固定資産 計	7,248,717	5,486,888	1,761,828

出所：財務諸表に対する注記（令和2年度）

一方、事業団の長期収支計画では、埋立終了後の事業期間（令和6～16年度）に係る正味財産増減額△1,583百万円と見込まれている。

（単位：百万円）

	令和元～5年度	令和6～16年度
	埋立中	埋立終了後
事業収益	4,413	0
維持管理積立金取崩収入	0	2,255
収益計	4,413	2,255
事業費、管理費	1,993	2,155
減価償却費	1,569	1,683
維持管理積立金	1,000	0
費用計	4,562	3,838
法人税等	191	0
正味財産増減額	△340	△1,583

出所：事業団作成資料

### 【現状の問題点（意見）】

埋立終了後の事業期間に係る正味財産増減額△1,583百万円の主要因は、当該期間に計上される減価償却費1,683百万円であるため、固定資産の減価却方法の適否が問題となる。

この点につき、事業団の説明によると、以下の点から減価償却費は適切に計上している、とのことである。

- 固定資産の減価償却は法人税法が定める法定耐用年数に基づき減価償却費を計上している。法定耐用年数は広く一般的に採用されているものであり、埋立終了後の事業期間に計上される減価償却費1,683百万円は重要性に乏しいため、重要性の原則から会計上の耐用年数として必ずしも不合理とは言えない。
- 「租税特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場に係る特定災害防止準備金制度について」（平成5年4月2日付け衛環第136号環境省通知）において、「埋立終了後の維持管理費用の支出時期が収入、すなわち埋立料金の計上時期よりも後になるとの性格を有する廃棄物の最終処分場について、費用収益計上対応の原則による準備金としての費用計上の特例を認める。」とされていること、また、最終処分場は埋立終了とともに収益的価値はなくなるので除却するものであるが、水処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5第1項（第15条の2の4において準用）の規定に基づく維持管理積立金を取崩し、その収入により運転管理等の支出を行っていくため、収益と費用の関係が継続すると考えられ、減価償却費もこの期間に計上することが妥当と考えられること。

しかし、以下の点から、埋立終了後の事業期間に負の正味財産増減額が多額に生じるのは不合理であり、減価償却費の計上不足が懸念される。

- 最終処分場は埋立終了により収益がなくなるため、費用収益対応の原則から、会計上の耐用年数は埋立終了までを終期として設定するのが合理的と考えられること
- 事業団は、埋立終了後の事業期間に計上される減価償却費1,683百万円は重要性に乏しいと説明しているが、重要性に乏しいとの判断根拠が明らかではなく、重要性の原則から説明可能とは考え難いこと

### 【解決の方向性】

会計上の重要性の原則から、便宜的な会計処理を適用する際、重要性に乏しいとの判断根拠を明確にする。重要性の原則による説明が困難な場合、会計上の合理的な方法である埋立終了を終期とした経済的耐用年数を基礎に減価償却費を計上する。

会計と税務の取扱いに重要な相違が認められる事項については、会計上の合理的な方法で処理を行い、法人税法上の取扱いとの相違は税務申告上の調整項目とする。

なお、現処分場と次期処分場は別々の資産グループであり、現処分場の埋立終了により将来キャッシュ・フローの見込がなくなるため、固定資産の減損の認識を要する点に留意する。

**(8) 支配法人との取引開示**

公益法人会計基準では、関連当事者との取引の内容に関する注記開示が求められている。

(注 17) 関連当事者との取引の内容について					
1 関連当事者とは、次に掲げる者をいう。					
(1) 当該公益法人を支配する法人					
(2) 当該公益法人によって支配される法人					
(3) 当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人					
(4) 当該公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者					
2 関連当事者との取引については、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。					
(1) 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の事業年度末における資産総額及び事業の内容。なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該公益法人の所有割合					
(2) 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名及び職業					
(3) 当該公益法人と関連当事者との関係					
(4) 取引の内容					
(5) 取引の種類別の取引金額					
(6) 取引条件及び取引条件の決定方針					
(7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高					
(8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容					

出所：公益法人会計基準（平成 21 年 10 月 16 日 内閣府公益認定等委員会）

事業団では、県が支配法人であるとの判断のもと、支配法人との取引に係る情報を開示している。

**8 関連当事者との取引の内容**

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位:円)

種 類	法人等の名称	住 所	資産総額	事業の内容	議決権の所有割合
支配法人	岩手県	盛岡市内丸10-1	—	—	—
関係内容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役員の兼務等	事業上の関係				
県職員の役員等就任 理事 1名 評議員 1名	基本財産の出捐	廃棄物処理	1,991,560	未収金	564,480
		資金の借入	682,234,807	長期借入金	1,785,329,253

取引条件及び取引条件の決定方針等

廃棄物処理の価格その他の取引条件は、当一般財団法人が公表している利用案内等に基づいて決定している。

資金借入の条件は、無担保であり一部(期末残高の内、308,235,673円)が無利息である。

取引金額には消費税等を含めていない。期末残高には消費税等を含めている。

出所：財務諸表に対する注記（令和 2 年度）

一方、県と事業団の取引関係と上記注記を整理すると以下のとおりである。

(単位：千円)

	運営評価シート上の開示	関連当事者との取引の内容	備考
長期貸付金残高	1,785,329	1,785,329	
損失補償(残高)	136,800	記載なし	
補助金(運営費)	0	記載なし	
補助金(事業費)	177,437	記載なし	重要性の基準値未満のため、開示省略
その他	0	廃棄物処理の取引額1,991	重要性の基準値未満であるが、開示
無利子貸付	無利子の貸付を行っている旨	貸付金残高308,235千円が無利息	
無償貸付け		記載なし	重要性の基準値未満のため、開示省略
派遣職員の人件費負担	5人	記載なし	
無償による業務支援		記載なし	

出所：事業団作成資料

#### 【現状の問題点(指摘)】

事業団の財務諸表上、県からの損失補償契約(令和2年度末136,800千円)に係る注記が未開示である。「総資産の1%超」(「公益法人会計基準」の運用指針6(2)①イ)の重要性の基準を超えているため、会計基準に基づく注記開示がもれている。

#### 【解決の方向性】

会計上の重要性の基準を超える取引は注記情報として開示する。

なお、事業団の説明によると、令和4年1月11日に損失補償対象の借入を完済し、本件損失補償契約は解消されている、とのことである。



## 5 監査結果の措置

県は毎年度、包括外部監査における「指摘」、「意見」への対応に関する措置計画を作成のうえ公表している。包括外部監査結果の措置計画は「措置済」「措置予定」「対応中」に区分されるが、令和2年度包括外部監査結果の措置計画については「添付資料 11. 令和2年度包括外部監査結果の措置計画」を参照されたい。

### (1)改善措置の十分性

令和2年度包括外部監査結果の措置計画には、今回の包括外部監査における個別検出事項と共通の内容が含まれている。

No.	指摘等事項	措置計画（区分・概要）	関連する個別検出事項
指摘 10	<p>■ 県と実行委員会との契約関係</p> <p>負担金は法令または契約等によって地方公共団体が負担するものであるが、今回の監査対象となった実行委員会に対する負担金に法令上の根拠がないため、県が実行委員会に支出する負担金の契約関係が問題となる。以下の点を考慮すると、県とRWC実行委員会の間で契約書締結がないまま負担金を支出するのは不適切である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・RWC 実行委員会は、県以外の構成者(釜石市、各団体等)が存在するため、契約書作成を省略できる「官公署」に該当するか疑問であること</li> <li>・県が負担する事業リスクの範囲が明らかでないこと</li> </ul>	<p>【措置予定】</p> <p>RWC 実行委員会と同様の実行委員会への負担金支出に当たっては、監査人の意見を踏まえ、契約書等を作成する方向で準備を進めている。</p>	3(3) 県と協議会との契約関係
意見 13	<p>■ 派遣職員の人件費負担</p> <p>派遣元である県が派遣職員の人件費を負担するのは例外的取扱いであるから、県の人件費負担の適切性が問題となる。</p> <p>個別検出事項「2(1) 指定管理者と競合する業務委託」で記載したとおり、公募選定の指定管理者業務と委託業務をあえて区分する合理的根拠に乏しく、実質的には公募の指定管理者業務と大差ない、という事業団の業務実態が認められる。公募の指定管理者業務は民間事業者が実施可能な業務と考えられるため、このような事業団への派遣職員の人件費負担まで派遣法の例外規定に該当するといえるか疑問である。</p>	<p>【措置済】</p> <p>青少年の家への派遣職員(指導員)に係る人件費については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(以下「派遣法」という。)第6条第2項に該当するものとして、県が負担することとしてきたところ。派遣職員は、派遣先において、県からの受託業務に従事しているものであり、派遣法上適切に取り扱ってきたところであるが、今後、さらに派遣先における従事業務の実態に留意し、公平性を確保しながら、適切な範囲での人件費負担を行う。また、当該意見を受け、令和3年度から事業報告書の様式を見直し、受託事業と指定管理業務との区分の一層の明確化を図ったところであり、派遣契約締結に当たっては、上記改善点を踏まえ、職員派遣の必要性についての確認を適正に行っていくこととした。</p>	4(3) 派遣職員の人件費負担

No.	指摘等事項	措置計画（区分・概要）	関連する個別検出事項
意見 14	<p>■財政的関与の情報開示</p> <p>出資法人の運営評価に係る「県の財政的関与の状況」欄に委託料や指定管理料は開示されているものの、職員派遣人件費の県負担額に関する情報開示が行われておらず、派遣職員の人件費負担の未開示は財政的関与に係る重要な情報開示不足と考えられるため、適切な情報開示が行われているとは言い難い。</p>	<p>【措置済】</p> <p>「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づく県出資等法人に対する県職員の派遣について、運営評価において、法人ごとの状況を盛り込むこととした。</p>	4(5)無償取引の情報開示
意見 23	<p>■事業評価対象経費の範囲</p> <p>職員人件費や県営スポーツ施設の整備・維持管理が事務事業評価の対象に含まれていないため、その妥当性が問題となる。</p> <p>スポーツ振興の事業分野では職員人件費や県営スポーツ施設の整備・維持管理が経常的な事業費全体の過半を占めており、特にソフト事業では職員人件費の比重が大きいケースもあり得る。このような事業費が事務事業評価の対象外になっているため、スポーツ振興に係る事業費の有効性評価が困難である。</p>	<p>【措置済】</p> <p>政策評価においては、監査人の所見にある人件費や管理費等を用いたB/Cの算出については、便益を金銭価値化できないため、このような手法では投入コストと比較しても適切に測ることができないと判断している。</p> <p>しかしながら、事業の有効性を高める観点から、維持管理費などの経常的経費の分析を行うなどし、引き続き、より一層の効果的な事業の実施に努めることとしている。</p>	1(1)人件費の考慮
意見 24	<p>■成果指標と活動指標の区分</p> <p>県が掲げる「成果を重視する行政の推進」の観点から、評価対象事業に設定された成果指標の妥当性が問題となる。以下の事業に係る成果指標は、県民の視点に立った成果重視の行政運営を図るといふ事業評価の目的に資するものといえるか疑問である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・超人スポーツワークショップ参加者数、超人スポーツオープンセミナー参加者数</li> <li>・指定選手の国内、海外遠征回数</li> <li>・スーパーキッズ事業、スペシャルスクール等参加児童・生徒数</li> <li>・強化事業参加人数 等</li> </ul>	<p>【措置済】</p> <p>事務事業評価の指標（目標）設定は、制度所管課である政策企画課と調整の上で設定しており、適切な指標設定であると考えている。</p> <p>今後の指標設定においても、成果指標と活動内容指標の混同がないか精査の上、設定を行うこととした。</p>	1(2)事業目的と成果指標の整合性

### 【現状の問題点（意見）】

包括外部監査結果の措置計画における全ての「措置済」の内容について、改善措置が行われた具体的根拠が明らかでないため、「措置済」かどうかは明確ではないと考える。

### 【解決の方向性】

毎年度の包括外部監査で、同様の個別検出事項が生じないように、より実効性のある改善措置を実施する。内部統制のリスク評価と対応を効果的に実施する観点から、全庁的に共通する問題については、指摘等事項の所管部局のみならず、全庁的な確認対応の状況を措置計画に含めるのが合理的である。

## II 成果を重視する行政の推進と県民への説明責任

### 1 現状の問題認識

県は行政経営プランにおける取組として「成果を重視する行政の推進」を掲げている。

#### (2) 政策評価の質の向上

##### 現状と課題

- ・ 政策評価の結果を次の施策や事業に適切に反映させることにより、効果的かつ効率的な行政を推進するとともに、県民の視点に立って成果を重視する行政経営に取り組んでいく必要があります。
- ・ 県が行う内部評価とは異なる視点を評価に反映させることにより、政策評価の客観性を一層高め、その質の向上を図っていく必要があります。

出所：行政経営プラン

また、中期財政見通しが厳しいことを踏まえ、県は「事業効果や効率性等を踏まえた事務事業の精査など、歳出の徹底した見直しを行う」（「岩手県中期財政見通し（令和2年度～4年度）」（令和2年9月 岩手県総務部財政課））との取組方針を示している。

これについて、個別検出事項を踏まえた包括外部監査人の問題認識は以下のとおりである。

	包括外部監査人の問題認識	関連する個別検出事項
事業 評価	行政経営プランが掲げる「成果を重視する行政の推進」への取組みにつき改善の余地がある。	1 (2) 事業目的と成果指標の整合性 1 (4) 効果測定の実施 1 (6) 単位当たりコストの考慮 1 (7) 評価結果の合理的根拠 3 (2) 事業効果の検証の十分性
内部 統制	岩手県内部統制基本方針に掲げる業務の効果的かつ効率的な遂行に係る内部統制評価上、効率性・有効性に乏しい予算執行が実施されるリスクへの対応につき改善の余地がある。	1 (9) 内部統制基本方針とリスク評価の整合性

## 2 県が取り組むべき課題

「1 現状の問題認識」を踏まえ、県は以下の課題に取り組み、県民の視点に立った更なる説明責任を果たす必要があると考える。

### (1) 行政活動を目的化せず、効果(成果)の検証を

地方自治は住民の責任とその負担によって運営されるものである以上、最小の経費で最大の効果を挙げることが求められる（地方自治法第2条第14号）。事務事業評価や大規模事業評価は評価対象事業の効果的・効率的な事業推進を目的とするため、以下の3要素を整理して事業評価を行うことが重要と考えられる。

	インプット	アウトプット	アウトカム
内容	経営資源（ヒト、モノ、カネ）	行政活動	事業効果（成果）
県の事務事業評価における関連項目	事業費（予算額、決算額等）	活動内容指標	成果指標

「1 事業評価」に係る個別検出事項を効率性・有効性に係る評価の充実化の視点で整理すると以下のとおりである。

区分	個別検出事項	効率性・有効性に係る評価の充実化（包括外部監査人の提案）
事務事業評価	(1) 人件費の考慮	インプット測定の精度向上
	(2) 事業目的と成果指標の整合性	事業目的と整合するアウトカムの設定
	(3) 事業費と成果指標の整合性	事業費と整合するアウトカムの設定
	(4) 効果測定の実施	アウトカムの検証可能性の確保
	(5) 目標設定水準の充分性	アウトカム評価の客観性確保
	(6) 単位当たりコストの考慮	最小のインプットで最大のアウトカムを発揮するための管理
	(7) 評価結果の合理的根拠	合理的根拠に基づく評価と情報開示
大規模事業評価	(8) 大規模事業評価の実施方法	代替方式との比較検討の明確化

行政活動を目的化せず、効果（成果）を検証できるよう、より一層の事業評価制度を充実させることが県民の視点に立った成果を重視する行政経営に寄与すると考える。

## (2)的確なリスク評価と対応

内部統制ガイドラインは、各自治体に取り組むべき事項を一律に定めたものではなく、具体的な方法については、その趣旨を踏まえ各自治体において判断することが想定されている。

### (1) 内部統制に関する留意点

内部統制は、内部統制の制度が導入されていない段階でも、一定の範囲で、各組織において存在している。内部統制制度は、現状の内部統制を可視化し、その過不足を適正化して必要十分なものとする意義がある。そのためには、まず現在行われている業務を十分に把握し、業務にかかるリスクを分析することが重要である。常に、内部統制の整備及び運用に要するコストと得られる便益（リスクの減少度合い等）を踏まえた上で、重要性の大きいリスクに優先的に取り組むことで、過度な文書化・過度な統制を行うことを避けるべきである。

地方公共団体において求められる内部統制の水準は、社会における内部統制についての認識を基礎とするものの、現実には、地域の状況や課題等によって異なるものである。したがって、単に他の地方公共団体と同様の取組を行うのではなく、それぞれの地方公共団体において、直面するリスクや政策課題、過去の不祥事、資源、状況変化等を踏まえ、創意工夫により、適切に内部統制を整備及び運用し、必要に応じて見直しを図ることが求められる。

出所：地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月 総務省）

県は、監査による監視機能を高めていく必要性を認識していることから、よりの確なリスク評価と対応が効率性・有効性の観点をより重視した内部統制評価に寄与すると考える。

・監査結果においては、依然として会計事務に関する指摘が多く、また、例年、同様の案件で指摘を受ける事例が発生していることから、定期監査においては、正確性及び合規性に重点を置いた財務監査を中心に実施しています。今後、内部統制体制の構築による自律的なチェック機能の推進を支援するため、監査の専門性を高めるとともに、経済性、効率性及び有効性の観点をより重視した監査を行うなど、監査による監視機能を高めていく必要があります。

出所：行政経営プラン

本年度は、「自然環境に係る財務事務の執行について」を包括外部監査の特定の事件として選定し、実施したところである。今後、自然環境分野では特に地球温暖化対策関係の事業への注力による事業費の拡大が想定されるため、成果を重視する行政の推進により一層取り組まれたい。